

第七十一回国会
衆議院

農林水産委員會議録第十五号

昭和四十八年四月十二日(木曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 坂村 吉正君

理事 山崎平八郎君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

金子 岩三君

正示啓次郎君

丹羽 兵助君

長谷川 峻君

湊 徹郎君

安田 貴六君

角屋堅次郎君

竹内 猛君

馬場 昇君

米内山登一郎君

中川利三郎君

林 孝短君

出席國務大臣

農林大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

内閣法制局第四部長 別府 正夫君

農林政務次官 中尾 栄一君

農林省農林經濟局長 内村 良英君

農林省農畜園芸局長 伊藤 俊三君

水産庁次長 安福 数夫君

委員外の出席者

農林省構造改善局長 杉田 栄司君

通商産業省化学工業局農薬建材課長 原野 律郎君

労働省労働基準局補償課長 山口 全君

農林水産委員会
調査室長 尾崎 毅君

委員の異動

四月十二日

辞任

中川利三郎君

補欠選任

平田 藤吉君

同日

辞任

平田 藤吉君

補欠選任

中川利三郎君

四月七日

過剰米及び政府操作飼料の払下げ等に関する請願

同(中村寅太郎君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

同(三崎彌之助君紹介)(第二五三三號)

のでございます。

御承知のとおり、農村の生活環境というものにつきましても、遺憾ながらいままで都市と比較しまして相当の格差と立ちおくれが見られるわけでございまして、農林省当局といたしまして、従来から農業基盤整備事業などを通じて、その改善にさきかきとつとめてきたつもりでございますが、最近におきまして農業及び農村をめぐる諸情勢の急激な変化に対処するためには、一そう強力な施策を推進する必要があるという判断から、新たに農村総合整備モデル事業を実施することになったわけでございます。

単刀直入に申し上げますと、農業者の生産と生活の場である農村が、都市と均衡のとれた、いわゆるバランスのとれた豊かで近代的な高福祉農村というものを整備開発されるということが、農村在住者の福祉の向上はもとより、農業の健全な発展のためにも必要であるという私の考え方に基きまして、農業生産基盤と農村環境とが密接不可分の関係にあるということに着目して、その一体的整備をはかるということがその主眼点であるわけでございまして、そういう方向で、いままでのとく云々言われております農業者の生活を改善し、先生の御指摘のとおり、高効率、高福祉、高生産、そういう着目点に立って、いままで比較的農村を離れたところの青年にも希望と期待の持ち得るような方向づけの農村づくりを邁進しようというのが、主眼点であることをひとつ御銘記賜わりたいと思うのでございます。

○柴田(健)委員 高福祉ということば、高効率というこどもも使われたのですが、この構想というのは農業の生産に何%役立つのか、それから農民の生活環境をよくするために何%そのほうへ力点を置くのか、この比重の考え方なんです、この点についてはどうですか。

○杉田説明員 御説明申し上げます。

農村整備モデル事業は、いま政務次官からお答え申し上げましたとおりの目的を持って始めるわけでございますが、もともと農村は生産の場であ

り生活の場であるということで、これは一体的にやらなければいけない。そこで、従来は生産重点にやってまいったわけでございまして、生活を置き去りにしておいたきらいなきにしもあらずというところで、一体的に整備しようというわけでございます。

これはパーセントでどれだけが生産基盤に役立ち、どれだけが生産環境に役立ち、なかなかむずかしいとは思いますが、ねらいとしては、いままでは、やはり生産基盤と一体的な生活基盤の整備ということになりますので、おおよそその半分に近いものは生産基盤に重点が向けられるというふうな思っております。しかし、実はこれはい

わゆるセットでやる仕事ではございまして、その市町村の実態に合わせて実施しようということになっておりますので、市町村によりましては、あるいは生活基盤に重点がかかるという地区が出てくるのではなからうかというふうな考えております。

○柴田(健)委員 構想としては総合的な一体構想だ、こういうことのようにですが、地域によっては分離施行ということもあり得る、こういうことなんでしょうか。

○杉田説明員 御説明申し上げます。地域によりましては全部生活環境施設等に振る向けることも、極端な例でございすけれども、あるいはあり得るかもしれません。大体におきまして農村の生活環境の悪い面が、集落内の道路とか、あるいはまたいわゆる用排水と申しますか、家庭の用水あるいは畜産の排水というような排水条件が悪いとかいうようなことは必ずございすので、そういうものを取り込むということになりますと、これは必ずしも生活環境施設だけではなく、実は生産基盤そのものに関係があるわけでございす。その排水が下流では用水に使われておるわけでもございすし、あるいはまたその集落内の道路は農業機械等が通行する、農家の軒先に持つてくるために利用する道でもございすの

で、そういう意味で、やはり生産基盤に相当かわりがあるというふうな思っております。したがって、事業の個々の内容によりましてやるわけでございすますが、純然たる生活環境施設というようなものももちろん事業の内容にはあるわけでございまして、そういうものだけでこの事業を仕組むという地区は少ないのではなからうかというふうな思っております。

実はまだその実施要綱等が固まっております段階でございすので、あまりはつきりしたことを申し上げるわけにはいきませんが、希望する市町村が相当多いでございます。その中から具体的に計画の内容を見て実施していくことになると思っております。

○柴田(健)委員 いまの御答弁を聞いておると、国の立場で果たす役割と任務、それから地方公共団体でいまの制度的の中で果たす役割と任務というものがごちゃごちゃになる可能性があるという気がするわけでございす。またその実施要綱が出てこないからとやかく言えませんが、たとえば、いま農場整備をやる、農場整備の採択基準とそれに対する財政処置の方法は、現状のままで置いておく。と同時に、今度は道路整備をやる。道路整備については、ただその農場整備の周辺だけの道路整備が、それとも一歩出て、いわゆる環境なんだから、環境整備ということになると、道路の立体的な高度利用、そういう立場で少し道路延長を延ばしていくこと、いままでの区域内よりはみ出る可能性が。その場合は市町村がどの程度責任を持たなければならぬのか、地方公共団体がそれだけ責任を持たなければならぬのか、それから道路整備については、採択基準はこういう方法でという構想がなければならぬ。またもう一つは、用水路、排水路というような生産に結びつくものは、やはり生産基盤の整備に関連するから、いままでの補助基準なりでやっていくんだと、また、やはり環境整備でありますから、その中には公共用地というものも取らなければならぬ、緑地帯または小公園なり、いろいろな公園用

地が要るだろうし、またまたたとえば多少の保育園だとか幼稚園という文教的な、厚生省的な役割を果たす用地も必要かも知れない。地域によってはそういうことを考えざるを得ない。

そういうことを考えた時分には、純然たる公共事業として市町村がある程度いまの制度的な中で責任を持たなければならぬ任務がある。それを何もかも農林省がまるで頭から網をかけてしまつて、それで一山何ぼでやるというふうな方式をとるのか、そういう種目ごとに補助基準なりいろいろな基準を変えていくという構想になつてくるのか、それを総合的に合わせて一つの農村環境整備モデル地域として認定して事業の施行をしていくのか、そういう点をわれわれは知りたいので、この点についてはどうするんだ、この点についてはどうするんだというふうな具体的な説明をひとつ願いたい。その点はどうか。

○杉田説明員 基本的には、市町村が立てます整備計画に基づいて国の財政的援助をするというふうな仕組みになっておるわけでございす。したがって、市町村が異なるその他と相談したまはして立てました整備計画の中身を、どういう採択基準で採択するのかというふうな話になるかと思ひますが、考え方がたまたま市町村の基幹の道路というふうなものは、当然これは一般公共道路として整備すべきものだというふうな考えでございす。あるいはまた、生活環境施設につきましても、それぞれ各種の施策がございすので、そういうものは、できるものは大いにその整備計画の中にも盛り入れるわけでございすから、やっていただく。

そういうことで仕分けをいたしまして、市町村が考えられるべき農村のかっこうというものを、くりまして、その中で特に農林省が補助するに適當な仕事を選んでやる。その選定場合にも、市町村の意思を主としていたしまして、国が押しつけるという形ではなくて、住民本意に考えて運営していくというふうな要綱にしたいというふうに思つて

おります。

たとえて申し上げますと、いま先生おっしゃいましたように、圃場整備をやった際に、従来は圃場整備の中だけの道路にすぎなかったわけでございますが、そこから一歩はみ出まして、圃場整備の道路が整備された水準に合わせまして、それが集落内の農家のそれと軒先まで達するように道路を整備する、あるいはまた用地にいたしまして、公共用地はもちろんでございまして、いろいろなセンターとか施設用地が要るわけでございすけれども、そういう用地の出し方にいたしまして、圃場整備事業等で当初から計画の中に組み込みまして、たとえば共同減歩の方式等によりまして用地を生み出して、そうしてそれが適当な場所でも適当な生活環境に役立つような施設の用地になるという計画が出てきましたら、そういう計画に従って圃場整備のほうも認めていきたいというふうな考えでおるわけでございす。何ぶんまだ細部がきまらない段階でございすので、正確に申し上げることはできないのはまだ残念でございすけれども、考え方のいたしましては、そういうつもりでおるわけでございす。

○柴田(健)委員 実施要綱はいつごろつくる予定ですか。

○杉田説明員 なるべく早急につくりたいということですが、いま鋭意やっております。特に各省と関係する部分も多うございすので、おそらく五月一ぱいは十分かかると思ひます。

それともう一つは、国土総合開発庁にかかわりがございす。もちろん国土総合開発庁の計画がございすので、本年あたりからもうすでに調査済みの地区等もございまして、着工する地区もあるわけでございすけれども、国土総合開発庁がございしたら、国土総合開発庁とも相談して、本格的にきめたいというふうな考えておるわけでございす。

○柴田(健)委員 国土開発との関係があるということになると、われわれはもつと掘り下げて考えなければならぬですが、それで、一方農村工業

導入の関係とこれとはどういう関係ですか。

○杉田説明員 農村工業導入は、これはもうすでに発足いたしております。また、それに対応する基盤整備等の仕組みも実はできております。しかし、いま申し上げました国土総合開発庁との関係というのは、国土総合開発庁にやはり農村地域の振興にかかわるそういう所掌事項もあるようございすので、その点は国土総合開発庁がございしたら御相談を上げてまいりたいというふうな御説明を申し上げたつもりでございす。

○柴田(健)委員 この問題はいづれ実施要綱を示されてからまた議論をしてみたいと思ふのですが、次官、いままで構造改善事業は一次、二次に入っておりますが、こういう構造改善事業をやつて、その後借金はふえるわ、残るわ、こういう形で農村の後継者もだんだんおられないようになつていくような状態なんですね、それは地域的には多少残つていられるところもございすけれども、いま農家で一番困つていられるのはどの層の農家か、この点の認識が、農林省はどういう形で認識されておるのか。たとえば兼業農家が困つていられるのか、専業農家が困つていられるのか、それで今度のモデル地域をつくつて、たとえば高福祉農村というところで、高福祉農村というまことに名前はいいが、これだけで農村の若い諸君が魅力を持つかどうかという点にわれわれは疑問があるわけですが、私は次官に聞きたいのは、いま農村、農家でどの層がほんとに困つていられるかという認識の問題を聞きたいのです。それと高福祉農村をこういう形で建設して、農家の若い諸君、要するに後継者が魅力を持つてくれるかどうかという自信があるかどうか。この二つの点をひとつ。

○中尾政府委員 どの農業における、いわゆる種類分けというところか、これは十分反省してもらつておるのかという御指摘になりますと、やっぱりこれは専業農家一本やりでこられる農家、それは非常に農業のがけふちに立つておるといふ現在の段階からも、農業一本やりで生きていくという人にとつては、たいへん困窮な状態であるこ

とはいへない事実であるという感じがいたします。

また第二点の御指摘になりますと、一体しからば、青年層などは、このモデル事業等を通してその魅力にかられて、都市化現象になる。今、Uターン現象はさらに大きく行なわれるやいなやという御指摘に對しましては、これは私もはたそういう高効率、高福祉ということを目標に、あくまでも環境整備事業という形で推進していくという方向づけで少しでも農村の近代化に役立っているところ、これに一つの台風の焦点を当てて青年に魅力を与えていくということが主眼点であることは先ほど述べたとおりでございまして、大きな役割にはなるであらうと確信を持っております。

すなわち、自分のうちの目の前にある農道あるいは自分のうちの目の前にある道路あるいは環境、これがいままでの道路が車も通れない、トラックも通れない、これを少しでも拡張し舗装していくような道路にしていける、いままでは建設費あるいは場合によつては農道、樹園農道その他でやつておつたりしてしまつても、それだけでは足り得ないものがある。その環境を少しでも一歩前進していくことにはさかかなりとも国でも投資をし、地方町村も近代化のために大いに役立っている役割りは、お互いに任ずるべきであらうという中から生まれた発想でありますだけに、私もはた強力に推進していきたいという所存なのでございす。

○柴田(健)委員 専業農家の育成を農林省はいろいろ指導してこられた。今日専業農家が一番困つていられる。いま次官も認識されたのですが、ほんとに借金にふえる、出かせぎにも行けないというふうな、要するに、こういう形が生まれてきたというところは何か原因か、これは十分反省してもらいたいと思うのですが、多くは申し上げません。しかし、困つておる専業農家がまたこういうモデル地域をつくることによつて財政的な負担というものが出てくるのかどうか。構造改善、大型機械の導入ということで国が補助をつける、借り入れ

金をやる。ところで、いま農業所得のほうで償還なり借金を払うというふうなゆとりがない、所得がない。どうしても出かせぎをして、自分のからだをこわしてまで得た勤務所得によつて農機具の代金を払つておるといふのが実態なんですね。これは何のために働いておるのだ。一方で構造改善したらというからやつて、大型の機械を入れる。補助をもらつてあとは借り入れた、償還だ。こういうことで、払わなければならぬものはない。払うために現金収入を求めて出かせぎをする。一生懸命働いて、その収入を自分の子供にも自分の奥さんにも使わせないで、農機具の代金を払うために一生懸命やっていると、いづれの日の暮る農家の姿なんですね。

今度のモデル地域をつくつてそういうことをやらしてはならない。そういう心配があるから、この事業主体は農林省と市町村が責任をもつてやる。こういう受益者負担の原則だけでは解決しない。だから、農民から負担は取らないんだ、あくまでも国と県、市町村でやつてしまふという考え方になつてもらわないと、これはうまくいかないう、こう思うのですが、その点についてはどうですか。

○杉田説明員 御説明申し上げます。

このたびの農村総合整備モデル事業につきましては、従来の構造改善事業、特に圃場整備事業などとは若干異なつておまして、農村には農家と非農家とが混在しているというふうな現状でございす。したがって、農家の負担だけで生活環境施設の整備をやるといふことは当たらない。したがって、その点で従来の圃場整備事業などとは若干異なる。

負担のたてまえといたしましては、いわゆる道路整備等は、市町村が国と地方公共団体で負担をしていく。市町村が、もちろん財政上の問題もございすので、これは起債でもつてやつていくというふうな仕組みにしたいというふうに思つております。

それから、純然たる圃場整備農家の個々の財産

うことになると思うのですよ。

次官、私がふしぎに思うことは、いまの市町村の責任の分野というものが非常につきりしてない。農林省が指導しない点があつたかどうか知らないけれども、とにかく農振法という法律ができた。片ほうは新都市計画法ができて、あわてて農振法をつくって、農業を守るために地域はここだということ、なわ張り争いをやつたという経過もありましたけれども、それは別として、農振法によつて指定した市町村の中でなぜあれだけ土地が売られていくのか、私はふしぎなんです。農林省が食いとめる能力があつたかどうかは別として、市町村長が自分のところの村を農振法の指定を受けようとして青写真をつくって提出をする。農林省はそれを認定をした。その認定した地域の中で土地が売られて、いまや全国的に問題になつておるところがある。具体的には言いません。

けれども、なぜそういう形になつてきたんだらうか、こういうことを考えたときに、もつと土地の基盤整備や土地改良事業その他万般、その行政区域の責任者である市町村長が財政的においてもすべて責任を持つべきだ。それを持たずに、計画書だけは出して認定だけほらう、指定を受ける。それでもう事足りたという安易な気がある限り、土地の売買というものは防ぎとめることはできない。もつとほんとうの農村、農業の振興地域として私どもの村、町はこういう計画でやるのだということではなければならない。たとえば岡山県にもあります。丸紅が構造改善でクリ園をつくった。その百五十町歩のクリ園を売つてしまふ。ところが、補助を国からもらつておる。補助金適正化法という法律ができて、その法律によつてもらつた補助だけ返したら、あとは土地はわきへ売つてもいいわという市町村長がある限り、こういうモデル地域をつくらうと何しようかと、これはもう中途はんばになつて、またほかの商業資本にとられる。農業資本として守るのでなしに、商業資本にとられる可能性が出てくる。この点の歯どめをどういうふうにつけるのか。次

官、どうですか、この点の構想を……。

○中尾政府委員 先生のおっしゃるとおり、市町村長の中にもえてしてそういう不心得者がおることを承知しておるつもりでございます。そういうことのないように一そう努力をはかつていきたいし、また、この問題の農村環境整備事業に關しましては、そういう点は十分に細心の注意を払つて市町村長がやるわけでございますから、それをまた補助するわけでございますだけに、そういうことでは細心の忠告と、また意見を聴取してから始めたという気持ちなのでございます。

○柴田(健)委員 いずれ土地問題についてはあらためて論議をしたいと思つておりますが、お互い知恵を出し合つて、どう食いとめるか、どういう方法で環境整備を含めてこの基盤整備をやつていくかという今後の重要な課題だと思つたので、この論議をまだまだやつてみなければならぬと思つてます。

時間も迫つてまいりましたが、先ほど申し上げたように、農振法という法律はあるけれども、今度高福祉農村建設といういい名前をつけられましてたけれども、頭がいいなと思つたのですが、しかし、名前だけではほんとうは本物にはならない。本物にするためにはどうしたらいいか、ここが問題だと私は思つてます。本物にするためにはもう一回青写真をつくる必要がある。その青写真をつくるためにはどういふ法律をつくるか。私はそれぞれの農業としてやつてもらう地域についてもう一回診断をすべきだという気がするんですよ。この診断をする役割りを果たすのは、やはり農林省がそれだけの構想を持つてもらいたい。出先には農政局もあるのだし、また県には、農業改良助長法という法律によつて、機関が生まれておる。第一線には農業改良専門技術員もおる、普及員もおる。一方では農家の働く婦人の健康を守るために生活改善普及員という方がおつて、いま農村で農家の婦人というものがだんだんと長時間にわたる重労働というか、そういう労働のほうに時間をさかれて、自分のからだ、健康に關する——カロリー

のと方なんというのは摂取量が非常に不均衡だ、こういうことからからだを悪くしておる。そういう人間のことからこの土地の利用計画、そして日本の農業にどう結びつけていく、農村の所得をどうふやしていくというやうな地域地域における診断をもう一回しないと、日本のこの生産計画——適地適産ということばが一時はやりました、いまはやりのことばで言えは地域分担というやうな、それそれの農畜産物の品目ごとの生産というものの指導ができないじゃないか、こういう気がするのであります。だから、そういう立場でもう一回、この農村で農業として大きな役割りを果たしてもらふ地域については診断をする必要がある、私はこういう考えを持っています。それから、これについて、次官、どうですか。そういう考え方を農林省の中で取り上げて前向きで検討するという気魄があるかどうか、お答え願ひたい。

○中尾政府委員 これはもう与党、野党を問ひませんで、各政党の農林関係に特に情熱をお持ちの各先生方の声を存分に新視察に反映させていきたいという気持ちでございます。それから、ぜひともひとつお教えを願ひますが、当初十カ町村に着手し、五十カ町村がまたその対象になつていくわけでございますし、各全国の市町村からこれの申し入れが出てくるわけでございますから、それだけに先生の先ほど御指摘ありましたやうに、そのことにほんとうに向くのかどうかということの検討も必要でございますし、また、はたして農村にどういふ点にメリットがあり、どういふデメリットがあるかということもいろいろまた存分にそんたくしなければならぬ、協議しなければならぬ問題でもございまして、その点はぜひともひとつお知恵を拝借しながらやつていきたいと思つておりますので、お願い申し上げます。

○柴田(健)委員 たまたま農業改良普及員の問題を出しましたからお尋ねしたいのですが、どうも

ここ十年ほど農業改良普及員の身分の問題、また任務の問題その他について不安定な状態が続いたのですが、私たち地方で一番残念な気持ちを持つたのは、私たちの先輩が昨年から今年にかけて退職をしていく、この姿を見て、この人は非常に優秀な技術員だ、もう一回農村のために、日本の農業のためにこの人が持つていける人間性、技術、技術的な技能というものを使得てやらないものだという気持ちで、私は涙を出して別れを告げなければならぬという悲壮感を持った、なぜこの第一線で苦勞した農業改良普及員をこういうみじめな状態で退職さしていかなければならないのだらうか、こういう気がしました。これは農林省の関係者はもつと真剣に考えてもらいたい。こういう優秀な者が現在おる。その使い方をもちと考へたらどうかという気がする。この使い方についての考へ方。

同時にまた、助長法からいへば、国が三分の二の補助ということが法律でできておる。それを依然として、自治省が悪いのか、大蔵省が悪いのか、農林省が力不足なのかよくわかりませんが、私は昭和四十二年にこの問題を一ぺん質問したことがある。その後多少の改善はされておるけれども、あまり改善されてない。地方負担が依然として多い。地方負担が多いために、予算編成のときになると、財政当局からいやみを聞かなければならぬ。いやみを聞かずに、農業改良普及員なり生活改善普及員のみなさんは予算のときが一番いやです。いやみを聞かずに、いやみを聞きながら今日まで長年つとめてきた彼らの苦しみというのを知つてやらなければならぬ。これがわからぬやうなら、あんたら人間じゃないと私は思う。こういう点をもつと真剣に考へて、財政的な処置——榮進の道、ルートというものがあまりない。いろいろな異でいまくふうして、出先の所長とか本庁の課長待遇というやうな取り扱いをして、だんだんと認識が深まつておるけれども、まだだというのが今日の現状であります。同時に、いま全国平均の年齢の層を見ると、平

均年齢が四十歳代を越してきた。もう断層ができ、将来皆さんが本気になって農業の問題に取り組んだときに、第一線で一生懸命働いてくれる技術員がおられようになる。技術員というのは、学校を出たらすぐ一人前の技術員にはなれやしませんよ。長年の苦しい経験と体験というものが大きく役立つわけでありまして、その点を考えて、この断層ができたとどうするかという考え方、その点についてきょうは答弁を私は求めようとは思いません。いずれこの点については明らかにしてもいいというときに私は申し上げるが、十分反省してもらいたい。これは答弁は要りません。この点について局長、十分腹に置いて取り組んでもらいたいことを付言いたしておきます。

時間がございせんから、次に、私の前言ったのですが、セメントの問題を申し上げます。

岡山県ではいま農林災害関係で発注が七百七十カ所、これに手がつかない。セメントの需要個所別に集計すると、総計一万三千五百トン足りない、どうにもならない。私は先般通産省にも話をして、農林省はもたもたするものだから私は広島通産局や大阪通産局に参りました。通産局のほうは、まあ、御遠方御苦勞さんでございましてということで、いんぎん無礼、非常に丁寧に扱っていただいたけれども、セメントは一つも入ってこない。これはどうしたらいいのだ。このままでは災害地は環境保全どころか、自然は破壊されるわ、第二次災害というものが起きてくる可能性がある。この点をどう農林省は認識しておるのだろうか。私が申し上げるとすぐ県へ電話して、しっかりせいというふうな、セメントの購入について手を打てというふうな文書と電話の連絡だけではどうにもならない。足を運んで調査をしてみても、確認をどうするか。あるところにはある。だから、農林省がほんとうにそういう農林災害関連事業に早く復旧ということで責任を感じるならば、道はある。一つは、通産省と話をして、都道府県と連携を保ちながら緊急輸入をする。その

緊急輸入したものを優先的に災害地に送るとい一つの方法。それからもう一つは、建設省道路公団がやっておる縦貫道、高速道、鉄建公団がやっておる新幹線なり、これのセメントを一時何ぼか減らしてもらって、それを災害地に振り向ける。この二つしかないと思ふ。もうメーカーは言うことを聞かない。

私は大阪通産局に行った。通産省の出先はほんとうに商売人みたいに丁寧だ。私は住友セメントに行つた。住友セメント会社に行つたら、もう官僚以前ですよ。ないものはしかたがありません、こういうまことに木で鼻をくくつたやうで、腹が立つくらい。どっちが官僚やらわからぬやうな仕組みになっておる。いよいよ日本の通産省は商売人になつたなあ、メーカーのほうに官僚になつたなあという気がいたしました。

こういう形で、セメントを何とかしてくれというたつて、いや機械の手入れがどうだとか、最後にはこう言うたんですよ。それは国が悪いので。昨年の十二月には、四十八年度の需給の見通し、需要量は大体六千七百万トン程度要るでしょう、こういう通知をメーカーにした。一月になつたら七千万トン余り要るでしょう。今度は八千八百万トン要るでしょう。需要量の数字が出るたびにくるくる変わつて出てくる。これでは日本の政府の考え方にはとても追いつけません。かつてに公共事業の予算を組み、かつてに発注しておいて、われわれのほうには何ぼセメントが要るといふやうなことは何も通知をせずに、かつてにとつとと仕事を発注するんです。だから、仕事を発注する国や県が悪いと言ふのです。ここまでメーカーに言われて、国は一体、今度新聞を見ると、多少公共事業を押える、こういわれておりますけれども、仕事を発注するほうは、セメントのことは一切考えずにどんどんかつてに発注せられるからこういうことになるんです、これがメーカーの言い分です。ここまで言われて、政府は何もとらない。

特に農林災害の多いその責任者の農林省が何を

するか、今後どうするかということだけお答え願ひたいんですよ。実際困つておる。お答え願ひたい。

○杉田説明員 セメントの問題につきましては、かねてから御指摘をいただいております。おきまして、私も通産省、建設省といろいろ協議いたしました。手を尽くしておるわけでございますが、特に災害復旧等小口のセメントにつきましては非常に供給不足の状態になっておるわけでございます。災害復旧工事は非常に個所数が多いのでございまして、一件工事が小さい。たとえば百万円以下の事業で二、三十トンのセメントを使うという事業は非常に農林災害には多いわけでありまして、そういうところのいわゆる袋買いのセメントが非常に不足しておるのが現状でございます。

特に岡山県等におきましては、これは中四国全般でございまして、不足しております。御指摘のように、今度用水期あるいは出水期までに緊急な必要量というものは一万三千八百トンでございまして、これらにつきましまして、それぞれの小さな業者ではなかなか手がつかない面がございます。そこで、通産局、地方農政局等がいろいろ相談いたしました。災害に優先的にセメントが出荷できるように各工場等に指示を通産局を通じて出しているようにしております。また県内においては、具体的方法といたしましては、問題地区を全部洗い出しまして、通産局にリストを出し、通産局から関係のメーカーに在庫するように指示をするようにしていただいております。

また国といたしましては、いわゆる直轄事業等で大型な、セメントを大量に使う事業もございまして、これらは万やむを得ませんので、工事のスピードダウンをはかりまして、そのセメントを振り向けるといふやうなことを指示いたしております。新幹線、縦貫道等のような仕事もあるわけでございますが、所管が違います関係で、これらにつきま

しても建設省等にもお願いをしておる段階でございます。

そういうことで、何とかこの一万三千八百トンをこの第一・四半期に間に合うように鋭意努力をするということで、関係者それぞれの各部門におきまして努力をいたしております。また現地の事情等につきましては、関係の県の課長あるいはまた出先機関の私どものほうの課長もみずからその実態を調べて、それに手を打つというやうな措置もとらしておるわけでございます。

まことに憂慮すべき事態は確かにございまして、中央からの指示等も再三にわたつてやつておりましたけれども、なかなか実効があらぬやうな面があつたことは事実でございます。まして、まことに遺憾に思つておるわけでございます。

○柴田(健)委員 通産省はどうか。

○原野説明員 災害復旧、治山治水に対しましてセメントの優先出荷につきましては、ただいま農林省から御報告申し上げた方針でもつて、私ども中央におきましてセメントの需給協議会においてもその方針の徹底をはかつておるわけでございます。ただ、御承知のように、セメントは、品物の性質上、普通の場所に入納することができない、適当な保存設備のないところには納入がむずかしいというやうなこともございまして、現在各地方通産局を中心とした地域需給協議会が中心となりまして、各県あるいは中央の出先の事務所等と連絡をとりまして、具体的にどの地域、どの場所にと何トンのセメントを納入すればいいのとか、需要者と供給者との結びつけ作業を行なつておる最中でございます。

ただ、先生御指摘のように、一部におきましてこの方針の徹底が十分行なわれていないという状況も見受けられますので、私どもは今週すでに名古屋地区へ中央の担当官を派遣いたしまして、そのうした面の徹底並びに指導をはかつておりますが、さらに来週以降、中国、四国、九州等の各地域に私どもの担当官を派遣しまして、そうした方

針の徹底並びに具体的な指導をはかつていく予定にしております。

なお、需給状況、需給見通しが非常にたびたび変更になるのではないかとこの御指摘でございまして、四十七年度の需給見通しにつきましては、確かに私も二度にわたりまして改定をいたしました。しかし、四十八年度の需給見通しは、過般セメントの中央需給協議会の中に設けられました農林、建設、運輸、通産の四省の委員会が相談してきましました年間需要八十八万トンという見通しを唯一のものでございまして、その他の見通し等をもしセメントメーカー等が申し出ておるとしたならば、それは誤りであるというふうに申し上げさせていただきます。と思います。

○柴田(健)委員 農林次官、この間、セメントについては万全の対策をとりますとあなたは言うたけれども、あなたは忙しいからできないんだと思うけれども、とにかく今度は責任をとってもらう。もう一回私は申し上げているんですよ。これ以上セメントにおいて農林災害で二次災害が起るようなことがあつたら、断じて農林省の局長以下全部責任をとってもらう、これだけは申し添えて、質問を終わります。

○佐々木委員長 島田琢郎君。

○島田(琢)委員 きょうの私の質問は、労働災害補償法に基づきます農業労働の災害の関係について、特に労働省を中心としてお尋ねをしたいと思ひます。

過般一月二十九日にわが党の辻原議員が労働省に對しまして、労働災害補償法の適用を一そう拡大する必要がある、これは農業労働災害に補償の適用の拡大を質問しましたのに対して、加藤労働大臣からきわめて明快に、今後検討して大いに拡大したいと思う、こういう答弁がなされております。その後労働省は、この大臣答弁をどのようになら省において進めてこられたか、それをまず第一点お尋ねいたします。

○山口(健)委員 労働省は、労働者の業務災害につきましまして使用者の無過失賠償責任を保障するも

のでございます。ただ、一般労働者と同様の危険な作業に従事し、災害の発生状況等から見まして同様の保護をする必要があるものにつきまして、特別加入制度を設けておることは、先生御承知のとおりでございます。農業従事者につきましては、この特別加入制度を利用して適用しておるわけでございますが、労働保険審議会からの答申もございまして、かなりこの加入については制約されていることもまた御承知のとおりかと思ひます。

しかし、労働災害がかなり増加しておるといふ現状もございまして、労働省としましては、このような制度の中でもさらに加入を促進していくという余地があるように存じておりますので、現行制度を十分利用しまして未加入の解消をはかつていきたい。そのためには現行の制度の周知徹底をさらに強めてまいりたい、こういうふうに考えております。

さらには、農林省と十分連絡をとりまして、新しく開発される機械、あるいはその普及状況等につきましまして十分把握いたしまして、要すれば対象になる特定の作業機械の範囲の拡大についても検討してまいりたい、このように考えております。

○島田(琢)委員 いまのは大臣の答弁を復唱したにすぎませんね。大臣がそのように、いま課長が言われたと同じことを本会議で答弁されたのです。だから、私は、その後どういふことを進めてこられたか、このことを具体的に聞き進めているわけでありまして、やつてなければやつてなかつたでけつこうです。

○山口(健)委員 ただいま申し上げましたように、第一点につきましては、特に北海道等につきましましては、現地局を通じて制度の普及徹底について指示をしております。

なお、機械の範囲につきましましては、農林省とも打ち合わせ、一部機械の対象範囲の拡大について具体的な検討をしております。

○島田(琢)委員 どういう指示をされたのか、その文書の内容をお聞きしたい。

それから、農林省とはどんな機械について労働省との間で協議をされたのか、これを具体的に御開きしたいと思ひます。——時間がないから、委員長、急がしてください。やつてなければやつてないでいいんですよ。

○山口(健)委員 北海道については再三、電話でございまして、適用状況災害状況、さらには具体的な制度の普及について、指示を具体的にしております。

機械の範囲につきましましては、定置式の脱穀機、乾燥機あるいは動力噴霧機、動力散粉機、これについて具体的な普及状況、さらには現在告示で機械の範囲を指定しておりますが、それを改正する必要があるかどうかの検討をしております。

○島田(琢)委員 なぜ北海道だけ指示したのですか。農業労働災害の補償範囲は、沖縄から北海道まで全部関係があるのですか。なぜ北海道だけに限つてそういう指示をしたのですか。

○山口(健)委員 先生御指摘のとおり、全国にございまして、全国労災主務課長会議では当然指示してございまして、なお、北海道については特別加入者の現行の加入率が数的に見ましてかなり高いという実情もございまして、重点的に指導しております。

○島田(琢)委員 それはおかしいですね。北海道はなるほど多いです。多いけれども、少なくとも本省から指示をするときに、北海道だけ限定して指示をした。あとは指示しない。これは片手落ちじゃないですか。これは憲法違反だという声がいまあります。結局つまるどころ、いまじやうずなことを一ぱい課長並べたけれども、本会議の大臣答弁以後何にもやつていなかった、そうはつきりおっしゃつたほうが私は納得するのです。なぜこんな大事な問題が、本会議で労働大臣が国民に向かつておっしゃつたことが、われわれが再びここで取り上げて、どうしてやらなかつたかなどと言つて追及しなければ仕方がないのですか。この点をまずきびしく責任を追及しておきます。それでは次に移りますが、そこで、いま課長か

らお話がありました中で、災害適用の問題につきましましては、現行法の中でも非常に解釈がまちまちになるという心配がある。また出先の労働基準監督署は、おのおのの思惑で指導、指示しているというきらいがある。そういう疑いが持たれるような出先の混乱があるのです。これはどうしても私は国会論議を通じて明確にしておかなければ、この混乱によつて担当する窓口の事務組合だとかあるいは農家の間にも非常に不安や混乱が起つてくるわけでありまして。

そこで、私は第一点に、この法の中で、中小事業主、いわゆる農業の立場からいへば、農業事業主加入の特別加入という制度と、もう一つは一人親方の場合の特別加入、特にその中では特定作業従事者の特別加入という制度がある。この運用にあつて非常に混乱を起している。その混乱の原因は何かという、私が前段に触れたように、労働省の統一した明快な指示というものが欠けているから、出先の労働基準監督署の署長はそれだけの思惑と判断に基づいて指示や指導をしているから、これが適切に運用されていけないということになるのです。その辺、私は非常に問題になる点を二、三点あげまして、ひとつ労働省の見解を伺いたいと思ひます。

たとえば農業事業主等の特別加入の中では、いわゆる百日という問題が非常に拡大解釈されたり、その人によつてまちまちの見解を持つていたりする。ふうにいままでいわれてまいりました。そのことが次官通達か局長通達か私はわかりませんが、百日の解釈というものがかくかくしかじかであるというふうなものが出された、そこで、まず百日という問題について、その通達の内容をこの機会に明らかにしてほしい。これを第一点お尋ねをいたします。

○山口(健)委員 農業の特別加入については、ただいま先生御指摘のとおり、中小事業主ないしはその家族従事者として適用するものと、特定の機械作業に従事する者という二つで適用するものとがございまして、中小事業主等の特別加入につきまし

○山口説明員 農業災害事故の実態全体については、農林省のほうで把握しておるかと思いますが、私のほうで、農業労働者の農作業中の災害件数、これについての統計で簡単に申し上げておきます。

四十七年の統計はまだ完備しておりませんが、四十六年は死亡六人、休業八人以上が五百二十三人、計五百二十九人となっております。以下四十五年、四十四年について持っておりますが、後は御報告したいと思います。

それから特別加入制度の適用状況でございますが、中小事業主及び家族従事者につきましては、他の業種と一本になっておりますので、ただいますぐ農業関係だけ分けて申し上げることはできませんが、全体で見ますと、三十六万三千三百三十一人が四十六年度末で中小事業主として加入しております。特定作業従事者は別ワックでございますが、全体で一萬一千七百七十八人となっております。

詳細な数字は、後ほどお届けしたいと思っております。

島田(琢)委員 これは加入の状況からいえば、全体の割合にしかたありません。これは農林省に、局長、あとからお尋ねします。

そこでひとつ、特定作業機の問題でございませうけれども、これは労働大臣が定める自走式のトラクターあるいはトラクタ、こういう農作業の中では非常に限定があつて、実際の災害は、これ以外にも相当数起つてゐる。いま課長が言つたとおりであります。一萬一千人の、あるいは両方合わせてでありますけれども、四万七千人の加入者の中で五百二十九人の災害が起つてゐる。これは私は、推測でありますけれども、わずかに限定された加入者の中でさえもこれだけの災害が起つてゐる。また法の徹底やあるいは趣旨の理解が乏しくて、未加入者が多いという状態の中では、日本の農業労働にかかわる災害というものは非常にたくさんあると思ふのです。

そこで、これは農林省に、農林省で把握してい

る農業災害というのは、昨年度においてどれくらい起つてゐますか。四十七年の統計がないとすれば、四十六年でもけっこうであります。

伊藤(俊)政府委員 お答えいたします。

私も都道府県からの報告を集計いたしましたところでは、農業者の災害発生、これは農機具によるものとは限りません。農業者の災害発生状況は、四十四年が、死亡が百七十二、重傷が千四百四十二であります。四十五年が、死亡が百五十一、重傷が千三百四十五、それから四十六年が、死亡が二百八、重傷が千七百七十九ということになっております。ただ、この報告につきましましては、都道府県によつて若干精粗がまちまちな点がございまして、その点だけはお含みいただきたいと思ひます。

島田(琢)委員 たいへんな災害が起つてゐるわけでありませう。これは、なぜたいへんだと声を大にして言ふかといふと、かつて日本の人口の四〇％以上を占めていたときの農家人口の中における災害なら、あるいは全国の比率からいって高いとは言えないかもしれませう。しかし、いまきよう統計数字を見ますと、農業のいわゆる就業人数は、四十七年では六百八十七万人、こういうことではあります。こういうふうには、実は昭和四十年に一千万人ぐらゐであつた農業就業人数がこのように激減をきてゐる中において、なおいま発表のあつたとおり、たいへんな千単位の事故や死亡が起つてゐる。農業労働災害というものがいかにたいへんな状態に推移をしておるかということが、このごく一部分の発表によつて明らかであります。こう考へてみますと、私は特定作業機の適用拡大というものは非常に急がなければならぬといふことも一つ言へると思ふのです。

私は北海道の統計数字を調べてみました。四十七年度の――四十七年度といひましても、十二月までの一年間でありますから四十六年度の分も入つておりますけれども、北海道における事故件数は百五十七件あります。これは前年が二百二十七件だから、それに比較すると減つておるといふことが件数の上では言へますけれども、しかし、逆に死亡事故がふえておる。しかも年齢的に見ると三十歳、四十歳という年代において非常に事故が多い。また作業別に見てもいひますと、特定な限定された農機具以外でも相当の負傷が起つておる。たとえばたんぼの中で二十件、畑で六十三件、納屋において三件、あるいは農道、路上において十五件、畜舎内において七件、格納庫内において十件、これはいづれも特定作業機の事故によるものではないのです。

こういうふうに見てまいりますと、いづれにしても農業者、先ほど言つた中小事業主の特別加入制度の手直しというものは必要だし、さらに加えて特定作業機のいわゆる範囲拡大という問題も具体的に検討していかないと行かないのではないかと。それが加入を促進する上においても非常に大事な点ではないかといふふうに私は見てゐるわけでありませう。

そこで、先ほど一番最初に農林省とも特定作業機のこうした件について、作業機の種類についても、相談をした、こう言つております。農林省はどんな見解をお持ちですか。この労働省との話し合いの中ではどういふ意見を労働省に出してありますか。

伊藤(俊)政府委員 先ほど労働省のほうからもお話のございましたように、私も従来走行式の機械のみが適用になつておりましたが、これだけでは不十分であるという考へ方を持つておりまして、定置式の機械、たとえば動力脱穀機、カッターというふうなものでございませう、そういう定置式の機械でも最近災害がかなりふえておるといふようなこともございまして、そういういったものも含めて考へていただくようにいま相談をしておるといふところでございませう。

島田(琢)委員 これはひとつ考へていただくようにになつて手ぬるいことになつて、この実態をぜひひとつ――私は一部を発表しましたし、また局長みずから災害の実態について先ほど御報告になつた。これは農林省としては、いわゆる

日本の農業の将来にとつて非常にゆゆしい問題なんです、大事な問題なんです。夫婦二人か、せめてふらふらと言つちやおこられるけれども、これからどうしようかという後継者を含めて貴重な労働力、これがこういう災害が起つてきたら後継者も安心して農業ができないし、いわんやたつた二人しかいないいまの農業の実態からいって、そのうちの一人が倒れたりけがをしたら、これはもう私がここで申し上げるまでもありませんが、だんなさんがけがをすれば奥さんが病院の付き添いもしなければならぬ、あるいは付き添いをしないまでも、けがのめんどろを見なければならぬ。労働力は一・八が〇・八にも〇・五にも下がつてしまふ。その年の経営はパンクでございませう。かく言う私も、実は見ていただくとおかるとおり、これは三十八年にカッターで手を折りました。したがって、このように曲がつてゐるわけでありませう。その当時は、まだ特別加入という制度はありませうので、私はこの法の適用を受けてこの手をなおしたのであるが、これは皆さんにもこう言へば、島田、おまえはそつ者だからそんなけがをするのだ、ちゃんとしていればそんなけがは起こらぬわいと言ふかも知れませう。それは確かに私の責任も一つあるかも知れませう。これは自覚はしておるのですけれども、しかし、これはひとり私のけがだけじゃなくて、私の農業協同組合内においても、私と相前後して、カッターというあの草を切る機械の中に巻き込まれて手を一本ここから切断した、あるいは脱穀をしていてベルトにはさまれて片足切断という悲惨な状態におちついた人たちが、私と相前後して三人の人がこういう不幸な目にあつた。私はいまもうものと手に戻りましたからこれはいいのですけれども、そうした人たちはみんなやはり経営ができなくなつて離農してしまひました。

災害というのは何も農家に限らず、災害が起つたらいへんだといふことは、いま私がここで申し上げるまでもありません。しかし、農業者においてはさらに深刻です。いま言つたように一人

の働き手も必要なきにけがで寝てしまふ、あるいは死んでしまふなどという事態が起こつたら、その家の経営は完全に破壊であります。離農に追いやられてしまふ。自然とその道をたどらざるを得ない状態というものがそこに生まれてくるわけでありませう。

そこで、私はこの労働災害については、農林省も労働省にまかせておけばいいじやなくて、もつと——私はこの所管ははっきり言つて農林省だと思ふのです。法の運用は労働省でしよう。しかし、それに対して、労働省から相談を受けたから私のほうからかくかくしかじかのお願ひに近い意見を出しておられます。これはひとつ農林大臣と次官、どうでしょう。これはひとつ農林大臣とともども労働大臣と話し合つて、この実態を明確にした中で、さそくにもこの不備な法の改善を積極的に具体的にぜひひとつやつていただきたい。この考えはどうですか。

○中尾政府委員 先ほどから先生の体験談まで含めてのお話をいただきました。全くそうだと思います。私もこの労働大臣の答弁を十分かみしめまして、すぐ農林省当局にも問い合わせはしたのでございます。現時点ではたゞいま局長が答えたとおりでございまして、先生の御指摘のとおり、年々歳々そういう災害は思はずして起こつてくるものでございまして、また勤労意欲のためにも当然その問題を積極的にとらえていかなければならぬというたてまえから、もう万遺憾なきように鋭意努力して、これを労働省と詰めていきたいと思つておる次第でございます。

○島田(琢)委員 そこで、農林省はまた後ほどお尋ねしますが、労働省は労働災害の關係予算として四十八年度において十九億を出している。これはどういふ使途の内容になりますか。

○山口説明員 先生御質問の十九億という数字についてちよつと具体的に資料を持ち合わせておりませんが、もし国庫の補助のごときでございますれば……(島田(琢)委員「そうです」と呼ぶ)国庫補助につきましては、先ほど私、申し述べました

ように、労災保険は使用者の無過失賠償責任でございまして、使用者が金額拠出するということがたてまえになつておつたわけですから、その後、三十五年、四十年の改正を通じまして、年金制度が導入されたということで、使用者負担が基準法の負担限度額をこえてきたところから、一部国庫負担というものが導入されまして、それが四十年改正で国庫補助に切りかえられて現在に至つております。年々五千万程度ずつの増がございまして、明年度予算では十九億というものが計上されております。

これについては特に使途が特定されておるわけではございませんので、保険料等の歳入予算と合算しまして保険事業全体に要する費用に充当することになつておるわけでございます。

○島田(琢)委員 これは国営保険でありますし、農業に対する社会保障制度の一つの運用になるわけでありませう。私がなせいま予算のことについて聞いたかという、御承知のように中小企業の保険料率というのは千分の二、特定作業機の場合は三毛高くて千分の五、こういうふうに実は差があつて、しかも先ほど言つたように、法の限定の中で振りかえをして、特定作業機の場合には特別加入をすすめていくという経過の中では、いわゆる保険料の運用、独算制といひますが、この精神からいふと、これはもたないではないか。しかも先ほど発表になりましたように、全国で加入者数というの是非常に低い。こうなつてくると、当然国庫から相当の負担をしなければならぬという現状にあるというふうにおかれれば理解をする。しかも災害死亡事故件数が非常に多い。こうなつてきますと、私は十九億の使途というものは非常に大事な内容になつてくるというふうな判断をしている。それをどんぶり勘定で使うというふうなやり方では、どうも私は国の予算の使い方として納得できないが、昨年の十八億はどのような使ひ方になつていますか。

○山口説明員 先ほど申し上げましたように、国庫補助額十八億であつたと思いますが、昨年度予算

算についてもその使途が特定されておりませんので、一般の歳出予算、つまり保険金の支払い事務費等に充当されておまして、先生の御質問に即するような答えが具体的にできかねるかと思ひます。

○島田(琢)委員 時間が迫つてまいりましたから、全部質問をすることはできないようでありませうけれども、一つ最後に、先ほどの出先の労働基準監督署の署長が指導する場合に、非常にあいまいな指導をしているという事実があるということ、その一つは何かという、将来畑の中において作業する場合といへども、道路交通法に基づく免許を持つておる者でなければ適用になりませんという指導が行なわれている。これは私はおかしいと思ふのです。法のたてまえからいへば、労働災害が起つたときに補償するというのがこの法のたてまえだ。それは親切の押し売りなんですよ。けれども、免許を持つていなければ、技術が未熟だからという判断が一つあるのかもしれない。しかし、それは本来あなたの所管ではない。これは安全という問題の中における一つの役割りでありませう。だから、そのことが非常に大きな混乱になつて、将来免許を持つていなければ、畑の中で災害が起つてもそれが補償の対象にならない。こういう混乱が末端に非常に起つております。この見解を明らかにしておいてもらいたいと思ひます。私どもの見解は、法のたてまえからいへば、災害が起つたときに補償するのがこの制度のたてまえであつて、起ることを未然に防止するといふのは、これは農林省の安全対策だと私は思ふ。労働基準監督署の、もう二年たつたら免許を持つていなければならぬ補償はやつてやらぬといふような指導は私は行き過ぎだ、こう思ひます。それが一つ。

それからもう一つは、先ほど触れたように、保険料の運用にあたつて、独立採算制が非常にいまの状態の中では困難になつていまして、したがつてなるべく農業災害のようなものは特定作業のほうの科率の高いほうに加入をすすめていくほう

がよいのではないかというふうな意味にもとれるような説明をしている。これも私は行き過ぎだと思ふ。これは国営保険でありますから、独立採算制のワケに閉じこもるべきではないと思ふのです。この二つについて課長から明快なお答えをひとついただきたいと思います。

○山口説明員 第一点の無免許時の災害でございませうが、先生いま御指摘のとおり、特別加入者である農業従事者が作業場において特定農業機械を用いて作業中にけがをした場合、あるいは作業場から格納場所へ特定農業機械を運送中にけがをした場合、当然業務上の災害として補償の対象になります。ただ、重大な過失がある場合においては、給付制限という措置がございまして、一部給付を制限される場合がございますが、全額給付されないというところはあり得ないということでございます。署長がそういう指導をしている事実があれば、さらに徹底してそういうことのないように努力をしてまいりたいと思ひます。

第二点の採算の問題でございますが、労災保険におきまして業種別の採算を強調しておることはございませぬので、特定の業種において収支が悪いという場合、極端な例を申し上げれば、収支率が三〇〇になつておるといふ事例もございませう。しかし、全体の企業種として収支を見ておられますので、そういう指導はしておらないわけでございますが、いまの農業適用について問題があるとすれば、おそらく中小事業主としての加入が困難であるところから、特定機械を使用するなら加入できますよという意味の指導かと思ひますが、さらに徹底を期したいと思ひます。

○島田(琢)委員 これは推測でものを言わぬで、こういう事実が現地にありますから、直ちに労働省としては出先の指導に万遺憾なきを期するようになつてほしいと思ひます。

そこで、時間が来ましたので、最後に一つだけお許しをいただいて、安全対策、これはぜひ農林省がおやりいただかなければならない面だと私は思ふ

のです。このように災害が起つておる。第一、局長、あなたもごらんになっておるかもしれないが、われわれのところにはトラクターを売りに来るときはパンフレットの中にあるのはテレビの中に、わが社における農業機械においてはかくのごとく安全ですということ、片手で作業機を運転しておる、縮形拳なんか盛んにボスターのモデルになっておられます。あれを見ると、ああいう農業の作業に未経験な人間でも指先で動かせるような印象を与えるボスターが出されて、農業機械はまさにもう赤ん坊——赤ん坊では極端ですけれども、小さな子供が動かしてもだいじょうぶだという宣伝のもとにこれが出されておる。この辺の安全性の確認というものの、あのボスターに示すように、安心してわれわれが使えるというふうには、私は自分でトラクターなり農業機械を使つていて、感じておりません。非常に危険なものだと思つております。

そこで、この安全対策について、私はもつた予算書を全部ひっくり返してみなければならぬ、農林省としては農作業の安全対策上の予算措置というものは一つもしておりません。一文もしておりません。してありますから教えていただきたい。労働省だけに責任を負わして、だから、私はさつき、労働省にお願いしてこの部分の拡大をしてもらいたいなどという、そんな消極的な考えしかないと言つた。くどくど申し上げませんが、安全対策、やつておりますか。やつてなければどうやってやるのか、次官からお答えをいただきたい。○伊藤(後)政府委員 農林省は農作業の安全対策をやつていないというおしかりでございますが、私も、先生御指摘のように、農業機械がこれだけ入つてまいりますと、その安全対策を考えないわけにはいかないわけでございます。わけにはいかないという、また消極的な話だとおしかりを受けるかもしれませんが、当然私もこれは考えておるということでございます。

すでに四十八年度では四十七年度よりさらに増しておりますけれども、四千四百万円、農作業安

全関係の予算を本省費、補助金で私も組んでおるわけでございますが、さらにそのほかに、農業機械化研究所の人間工学実験室の建設費として一千万円の計上もいたしておるわけでございます。農作業の安全をはかるというためには、農業機械それ自体の安全を確保するための措置、それから農業機械を使う人たちの安全性の確保、これは機械の面で安全を確保しなければならぬし、使ひ方でも安全を確保しなければならぬ。この両方の面からいろいろな指導事業、たとえば農業機械の安全整備検査モデル施設を設置するとか、あるいは啓蒙指導をやるとか、それから農作業安全協会への委託費を出すと、いろいろなことをやります。私もまだ十分とは必ずしも申しないかもしれませんが、現に事故が起つておるわけでございますから、そういった事故をより少なくするための努力をさらに傾けていかなければならぬというふうにして思つております。私も、労働省にお願いしてというものは、私はことばが悪かつたのでございますが、労働省と十分御相談をいたしまして、この問題に對しまして、先生の御指摘に十分こたえるように持つていかなければならぬというふうには私は思つております。

○島田(環)委員 そのことを期待して、私の質問を終わります。

○佐々木委員長 諫山博君。

○諫山委員 福岡県大牟田市に三浦漁業協同組合というのがあります。組合員の数は、正会員が五百六十七名、準会員も含めると七百十四名です。単位漁協としてはわが国で最大だろうといわれています。この漁業協同組合の内部でいま分裂の動きが表面化し、福岡県がそれを認めるのかのような動きを示しています。組合分裂がどんなに悲惨なものであるかということは、幾つもの労働組合の分裂の実例が示しております。このことは漁業組合についてももちろん例外ではありません。この問題をめぐつて現に福岡県庁には連日数十名の漁民が押しかけてきて、組合分裂を是認するかのような福岡県の態度に抗議しています。

そこで問題の第一は、新しくつくられようとする組合、この分裂組合に加入を希望している者の数は現在約三百二十名だといわれていますが、この新しい分裂組合に加入しようとしている人たちのすべてが、従来から存在している三浦漁業協同組合の組合員であるということではありません。新しい組合に加入しようとしている漁民は、同時に旧来からの三浦漁協の組合員でもあるという事実が生まれてくるわけです。もし新しい組合の設立が認可されるとすれば、組合員五百六十七名の三浦漁協と組合員三百二十名の新しい分裂組合が併存することになります。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

つまり三浦漁協の組合員の半数以上が同時に新しい分裂組合の組合員でもあるという異常な事態、組合員の二重加盟の事態が生まれてくるわけであり、このことは漁場、ノリ小間の配分などをめぐつて種々の複雑な問題を引き起こす原因になると思われます。

こういう組合分裂のやり方というのはきわめて異常であり、将来に問題を残すものであり、できるならこういう組合分裂は避けるように指導すべきだと考えるわけですが、水産庁としてはどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○安福政府委員 お答えいたします。

これまで私も、水産業協同組合の漁協の合併ということに非常に強力で進めてまいつております。と申しますことは、経済自身が非常に大きくなつてまいつておりますし、そういう漁協の活動、あるいはそういう経済力、そういう活動の強くなるために漁協はできるだけ大きく、もちろんそれは経済的な条件、地理的な条件はあると思いますが、そういうふうなことで漁協の合併を促進しているわけでございます。そういう意味合いから、本質的な問題といたしまして、漁協がいろいろな問題で内部的な分裂を引き起こすというようなことはあろうと思ひますけれども、基本的にはそういう分裂するということには非常に好ましくない、こういう考えでおるという

ことでございます。

○諫山委員 このたびの組合分裂の背景の一つになつてゐるのは、民主的に選ばれた三浦漁協の役員に対する旧指導部の非民主的な転覆活動であります。三浦漁協の内部で民主的な指導部をひっくり返そうとする動きが執拗に繰り返されました。しかし、それが成功しないということがはつきりしまして、今度は第二組合、分裂組合をつくるという運動が表面化したのであります。しかも、私がどうしても納得できないのは、水産庁も好ましくないと言われている組合の分裂に對して、福岡県が明らかに分裂することを援助している、あるいは容認しているのではないかと思われる節が多々あることであります。

さらに、今度の組合分裂の背景に漁協の借金問題がからんでいることも、事態の解決を複雑にしています。三浦漁協の現在の負債は総額四億四千万円だといわれています。この負債は四、五年前からつくられたもので、しかも新しい分裂組合設立の中心人物になつてゐる人たちが漁協の役員をしていたころの負債であります。ことばをかえまして、三浦漁協の旧執行部の人たちは、自分たちがつくつた四億四千万以上の借金をあとに残る組合員に押しつけたまま新しい組合をつくつて、三浦漁協を分裂させようとしております。こういうやり方はきわめて卑劣であり、漁民大衆の利益を踏みにじるものであります。

法律的に見ますと、こういう人たちが中心になつたのでは、水産業協同組合法第六十四条第一項二号の「事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く」という場合に当然該当すると思ひます。また新組合への漁場の配分もはつきりきまつていないようでありまして、これも同じ法律の「経営的基礎を欠く」という問題と当然関係してくるはずで、行政庁としては、このような理不尽なことが行なわれないように、一部の組合役員が自分たちだけが借金をのされる、そしてたぐさんの組合員が不当に膨大な負債を背負わされるというやうなことがないように、行政指導すべきではな

ろうかと思ひます。この点についてもお聞きしたいと思ひます。

○安福政府委員 ただいま御指摘の点につきまして、必ずしも私、詳細に事実をしつかり承知して、立つてはございせんけれども、一つ的前提に立つてお答えになると思ひますが、ただいまの御指摘のように、赤字が出る、その場合の責任者が——今回の場合には、脱退して新しい組合をつくるのに奔走しているという御指摘でござい

ます。組合の赤字の原因にはいろいろあると思ひますけれども、たとえば組合の事業をやる場合に、あるいは信連なりから資金を借りてくる、それに基きまして組合の事業をやるわけでござい

ますけれども、それがうまくいかないと申しますか、そういったことで赤字が出るというようなことがあろうと思ひます。その場合には、通例は組合の役員という立場で連帯保証というものがと

られております。その連帯保証の關係がどうなっているかという問題もあると思ひます。いまの御指摘の点で、おそらくある時点におきましてその組合の役員が交代している、そのあとでかつて理事であった者が新しい組合をつくる、こういうふう

に御指摘されているのだらうと思ひます。そういうふうなことが、その關係では、その際の連帯保証がどうなっているかという問題、そういうことも、組合のかつての役員であった立場での責任というものがどうなっているかという法律的問題にならうと思ひますけれども、おそらくその組合の役員

組合の役員といたしまして、連帯保証人になつた、こういった場合の責任は残つておると思ひ

ます。それから、組合員として組合から金を、個人的に自分の経営資金を借りる、こういったものは当然債権債務の關係で、組合を脱退しようと、組合員であらうと思ひますけれども、そういった債権債務は残ると思ひますけれども、そういった法律上の債権債務の關係は、そういった法律の關係をずつとトランスしながら解決される問題だ、このように思ひます。

それから、そういう理由で全体の組合が分裂するということとは、先ほども申しましたように、われわれとして、組合のあり方として基本的な立場では好ましくないというところは一般論としていえます。しかし、先ほども申しましたように、それがいろいろ原因があらうと思ひます。そういった原因をとことんまで追及すると申しますか、分析しまして、それが妥当であるかどうかという判断に行政としては立たざるを得ない。御承知のよう

に、組合法のたてまは、行政の関与をできるだけ排除すると申しますか、漁民の意思に基づいて組合を設立する、運営するということだまを貫いておるといふ法律でございまして、行政が関与する場合に、やはり積極的にこういう理由があるという通知書が着きませんと、新しい組合は自然認可になる、ある一定の期間、二ヵ月たてば認可になる、こういうたてまになつております。そういう問題で御承知願ひたい、このように思ひます。

○鎌山委員 漁業協同組合に四億円以上からの負債ができた、こういう場合には組合員がみんな力を合せてこの問題の解決に努力するのが当然だと思ひます。ところが、この処理に全面的に取り組むのではなくて、一部の指導部がその負債からのがれようというのを一つの動機にして組合を出ていく、別な組合をつくるというのでは、漁業協同組合の健全な発展というのはあり得ないと思ひます。こういう問題についてどうお考えでし

○安福政府委員 いろいろ法律上の問題はおわかり願へると思うのですが、法律的には責任があるという問題ではなくて、いま実態論として、一つの行政の指導のあり方についての御質問だと思ひますけれども、先ほど来申しますように、協同組合の理念と申しますか、それはやはり相互扶助なり相互協力、こういったたてまに立つておるわけでございまして、そういった各組合を構成します組合員各一人一人がやはり組合を盛り立てるという責任はあつてしかるべき

だ、これはモラルの問題にいまの問題はなるうかと思ひますけれども、そういった面で、赤字が出た、こういった結果を踏まえまして、やはりそういったものをどういうふうな措置すればそれが将来に向かつて解消し、それが円満に解決するか、そういう角度から行政として一応指導すべき問題である、このように私も考えておる次第でござい

ます。○鎌山委員 三浦漁協はノリ業者を中心とした漁業協同組合です。ノリこまというものは、目じるしも何もない海面を人為的に区切りまして、それを漁民に割り当てるといふふうにして成り立つております。ですから、よほど民主的に公平に事柄を進めないと、ノリ小間の配分をめぐる問題が起これと、これは、従来の例を見ても十分予測されることであると思ひます。この場合、機械的、行政的な処理というものは極力避けなければならぬと思ひます。十分に話し合ひをして、双方の納得の上で事を処理するというのが現在三浦漁協が直面している問題の基本的な態度だと思ひ

ます。つまり、いままであつた三浦漁協の現在の指導部と新しく別な組合をつくらうとしている人たちの間で十分に話し合ひをする、民主的に事を処理するというのがこの場合を解決する基本的な立場だと思ひますが、この点、政務次官としてはどのように理解されるか、お聞きしたいと思ひ

ます。○中尾政府委員 いささか技術的な答弁にもならうかと思ひますので、水産庁から答弁させたいと思ひます。

思つております。○安福政府委員 先ほどから申しますように、組合が分裂するというところはいろいろな面で非常に不幸な現象でござい

ます。それに関連いたしまして、いまの漁業権の行使についてどうすべきであるかというような問題でございまして、これは非常に困つた事実であることは事実でござい

ます。おそろくあそこ三浦漁協あるいは有明海の漁業権の中で問題はノリの区画漁業権の問題でござい

ますけれども、これは有明海の有明漁連でありますけれども、これは漁業権の主体であるというふうには私は理解しているわけでござい

ますけれども、新しくつくつた協同組合、それは当然それのつくつた瞬間におきましては漁業権に対するあれがないわけでござい

書の提出を求めています。この中で福岡県の商工水産部長は発起人代表に対して、一、漁場の配分計画に基づく協議書、二、組合の財産及び債権債務の引き継ぎに関する具体的な協議書、この二つの協議書をつくるように求めています。この立場というのは、両組合の協議書がつくられない限り新組合の設立は認可しないという立場だと思われれます。しかし、そういう協議書は現在なおつくられておりません。県の責任者がこのような協議書を求めているのに、実際はつくられていないという点になりまして、まだ新しい組合の設立を認可すべき段階ではないというふうに思われますが、この点はいかがでしょうか。福岡県の商工水産部長自身が新組合の発起人代表に対して協議書を要求した。ところが、この協議書はまだつくられていない。それでもこの要求した事実を無視して新組合を認可していいのかという問題であります。

○安福政府委員 ただいまの御指摘は、水協法の六十四条の各号の解釈の問題になるかと思うのでございますけれども、そこで書いてありますことは、やはり手続上非常に大きな欠陥、非常に根本的な致命的な欠陥があった場合に不認可処分にするという問題だろと思うのであります。ただいまの漁業権の行使の問題であるとかあるいは赤字の処理、組合の資産をどういうふうに分け、赤字を処理しようか、こういう問題がそこで議論されているようにお聞きしたわけでございますけれども、この問題がいまの六十四条の不認可処分の事由に該当するかどうか、こういう問題、そういう御質問であらうと思えますけれども、私もやはり定款の致命的なあれであるとか、あるいは二号では漁業経営、組合の経営自体が新しい組合をつくっても成り立たない、そういうった、非常に基本的な重大な事項についての欠陥がある場合には不認可になるということでございます。先ほど来、私も、一つの六十四条に対する私の理解といたしましては、いまの赤字の問題、これは確かに大きな問題でございますけれども、県当局がそれ

をどういうふうに考えましたかというところは、私自身は承知はできないわけでございますが、県当局が赤字の問題、漁業権の行使の問題、この二つの問題について、その地区の、あるいは漁協内部の関係で、漁民の平和のために話し合いをつける、結論を出すということが非常に大事である、こういう判断に基づいた一つの指導であらう、こういうふうに思います。

ただ、それが法律的に六十四条の不認可の理由になるかどうか、これは事実関係を、いままう少し詰めた上で私も考えさせていただきます、このように思います。

○諫山委員 きょう水産庁次長の手元に書類のコピーをお渡ししたのですが、ことしの三月三十一日付で、福岡県の水産部長は三浦漁業協同組合に対して、次のような文面の書類を手渡ししています。「債権債務の問題についての話し合いがつかず、では認可は考えていません。」という文章です。さらに、この文章の解釈として、次のようなことを福岡県の水産部長が確認しています。「認可は考えていません」ということは、認可はしませんという同じことです。つまり、ことしの三月三十一日付で、福岡県の水産部長は、既存の三浦漁業協同組合に対して、債権債務の問題について、話し合いがつかずまでは、新しい組合の認可はいたしませんということを書き差し入れたわけですね。これだけの文書を三浦漁業協同組合に交付しておきながら、現在福岡県は新しい分業組合を認めるかのごとき言動を示しています。これは、三浦漁業協同組合に対する背信的な行為にならないか、この点についても次長の御説明をお願いします。

○安福政府委員 ただいま御指摘の文書でございますけれども、私、こへ来まして初めてその文書があったということを、先生のほうから御指摘があつて、承知いたしましたわけでございます。した

がしまして、福岡県の水産部長がどういう気持ちでこの文書、この内容を書いたかということ、私、直接聞いてみたい、このように思います。

ただ、そこで、先ほど申しますように、漁業権の行使の問題であるとか、あるいは旧組合の赤字の処理の問題であるとか、こういった問題は、法律問題とは別にいたしまして、組合なりその地区の漁民、そういう全体の関係の平和のためと申しますか、円満に将来の漁業が営まれる、すべてそれが根本的な問題でございますけれども、そういった観点から指導をするという趣旨で書かれていたのじゃないだろうかというふうに私は考えるわけでございますけれども、これはここの私の思いつきでございますので、あるいは事実と違いかもわかりませんが、さっそくその文書について福岡県に当たりたい、このように思います。

○諫山委員 労働組合の分裂というのはいさばけられております。しかし、労働組合の分裂と漁業組合の分裂の二つの違いは、労働組合を新しく設立するに於いて労働省が認可するというようなことは要件になっておりません。ところが、漁業協同組合の場合には、設立認可という手続があるわけですね。どうしてもこの点で労働組合とは違った行政権の介入という問題が出てきます。

そこで、水産部長が、債権債務の関係が解決するまでは新しい分業組合の設立は認可しませんという文書を文書で既存の漁業組合に約束しているところ、ところが、実際は、いまなお債権債務の問題は解決していない。だとすれば、この問題が解決するまでは、少なくともこの問題が解決のめどがつかずまでは認可しないのが当然だと思われませんか。これはややこしい技術問題ではありませんが、政務次官に感想をお聞かせしたいと思います。

○中尾政府委員 いままでずっと聞いておりました、私もこの問題は、実はいま先生の御説明を聞きながら承知し、勉強したわけでございますけれども、先生の言う筋論はよく納得しております。

○諫山委員 いまの説明の趣旨は、こういう書類が差し入れられている現在、認可を強行するのは無理だというふうにお聞きしたいものでしょうか。政務次官にもう一回御答弁をお願いしたい。

○中尾政府委員 この問題は、私ももう少し十分検討いたしまして、いまの水産部長が組合長にあつた文書、いま私も目を通したわけでございます。私自身も具体的に検討したあとの結果を持っておるわけでもございませんし、十分先生のいままで述べられたような点を意図いたしました。これを検討してみたい、こう思っております。

○諫山委員 新しく漁業協同組合を認可する場合には、事業を行なうために必要な経営的基礎ということが要件になります。こういう経営的基礎が確立していない限り、新しい漁業協同組合を認可してはならないと思います。ところが、いままでの経過からも明らかにいたしましたように、新しい組合を設立しようとしている中心人物は、過去四億数千万の借財をつくり、それに責任をとらな

いまま逃亡しようとしている人たちです。そしてこの漁業組合はノリを中心とした組合でありますから、当然これから組合員がノリ栽培を続けていくということではないと、経営的な基礎というのは確立いたしません。そしてこの問題については、何一つまだ解決のめどはついていないわけですね。法律的に考えても、まだ新しい組合を認可できるような段階ではない。あまりにも問題が多過ぎるというふうな私には考えられます。この点も、結論はこの場で出せないでしょうが、いま私が指摘したような諸問題との関係で、次長の見解をお聞きしたいと思います。

○安福政府委員 ただいま新しい組合の経営基盤の問題を中心に御質問があつたわけでございますけれども、水協法のたてまえは、漁民の自由意思で設立するということになっておるわけでございます。その中で、いま特に御指摘になりましたのは、指導者等、そういうものがかつて非常な赤字を出すような事態を引き起こしておりますが、責任を持たず

に何か逃亡する、こういうような御指摘でございますけれども、組合をつくる場合には、ある一定以上の発起人が組合の設立行為に入るわけでございます。その中で特定の人が能力がないということでもって、その新しい組合の設立が、経営の基盤がない、こういうふうにならざるを得ないわけにもまいらないという感じがするわけでございませう。そういう意味において、そういう特定の人が非常に好ましくない、たとえそういう印がございまして、組合全体として、たとえば先ほど御紹介くださいました三百二十人の新しい組合員がおるわけでございまして、新しい組合は、その三百二十人を前提として、どういうふうな今後の組合の経営、運営をしていくか、こういう立場でものごとを考へるわけでございまして、特定の人が好ましくないということだけで新しい組合の経営基盤が無理だ、こういう判定はわかにできないのじやないかというふうに感じます。

○諫山委員 私質問は、新しい組合をつくるようにして中心人物のことだけを問題にしたのではありません。たとえばノリ小間の配分はどうなっているのか、債権債務の問題はどうなっているのか、こういうきびしい対立が現になお解決していない状況の中で経営的な基礎が確立できるのか、こういう問題を全体としてとらえた場合に、どうだろうかという点を質問したつもりでしたが、この点については全面的な答弁がありませんでしたから、次に他の問題をお聞きしたいと思います。

何といつても長年続いた漁業協同組合が分裂するというのは不幸な事態です。できることなら私はこれを避けさせなければならぬと思っております。またこういう事態が不幸な事態であるということは農林省としても見解が同様だと思います。どうしても分裂を避けることができないというのであれば、またそれに応じた対応のしかたも出てくるかもしれません。しかし、いま必要なのは、第一に、分裂を避けること、第二に、それでも分裂が避けられないとすれば、行政的あるいは強権

的に事を処理するのではなくて、あとで問題が起らないように十分民主的に話し合いをしなからず事を処理していく、これが原則でなければならぬと思ひます。私は、現在までの福岡県の指導方法を見ておまして、この点に問題があるのではないかと感じております。次官としては福岡県の実情は御存じないと思ひますが、私がいま言ったような一般的な指導方針についてどう考へるのか、次官の御見解を聞きたいと思ひます。

方に抗議しております。またこの場にも、三浦漁業協同組合からわざわざ傍聴の人が派遣されてきております。

そこで、私は結論的にお願いしたいのは、いまのような分裂の強行は避けるべきだという点では私たちの意見は一致するわけですから、ぜひ具体的な実情を調査して、もっと話し合いをさせる。福岡県の指導でも、債権債務が解決するまでは新しい組合は認可しないというのを既存の漁業組合に約束していただくわけですから、また新しくつくられようとしている漁業協同組合の発起人に対しては、両組合の協議書を持つてきなさいというように態度をかつてはとつていたのです。ですから、事態はいま非常に切迫しているように見受けられるのですが、そういう面でも農林省から、無理押しをするな、もっと話し合つて解決をしなさいというような指導をぜひしてもらいたいと思つております。その点について具体的にそういう措置をとられる意思があるのかどうか、次官からお聞きしたいと思ひます。

ただ、そういう意味の中で、それぞれの漁業協同組合の中にまたそれぞれの実情があつて、いまのような第二組合、第三組合というふうなものも出てくる場合も間々いままでの段階でも見られるわけでございまして、これは労働組合の中にもございまして、間々反対のための反対の組合をまたつくるという要素もいままであることとございまして、そういう点なども決してないようには、お互いに小事を捨てて大同につけていく、大乗的な見解からものを判断していくという点においては、農林省はこれに協力することにやぶさかでないという点は、先生と全く同感の至りでございませう。

○中尾政府委員 先生の御指摘によつてますます明快にわかつてまいりましたから、さらにまた事実関係を突きとめまして、私のほうから水産庁のほうにも、十分なる資料を基礎にいたしまして、的確なる判断と同時に、話し合いを続けさせるように、強く指示をするつもりでございませう。

○諫山委員 きょうは残念ながら水産庁長官がお見えではありませんから、次長に水産庁代表としてもっと具体的なことをお願いしたいと思ひます。

三浦漁業協同組合の分裂というのは、いま言ったように、現場では非常に急迫した事態になつております。ですから、こういう混乱した状態の中で新しい組合を認可するということになれば私はたいへんだと思ひます。ですから、水産庁のほうで、具体的に何と何が煮詰まるまでは認可は待てというふうな措置をとられないのかどうか、お聞きしたいと思ひます。とらうと思へば、たとえばストップをかけなくても、技術的には報告書を

提出させるというようなことで認可の期間を延ばすこともできるわけですから。そうしてその間に両組合の話し合いを進めていく、こういうやり方が正しい行政のあり方だと思ひますから、水産庁のほうに具体的な結論をお聞きしたいと思ひます。

○安福政府委員 一応先ほど申し上げたこととございまして、積極的に不認可ということは法律問題にからむ問題がございませう。したがうして、法律問題としてその不認可をしなさいということ、私ども、事実関係を十分踏まえないでこゝで申し上げるわけにはまいらぬ、このように私は考へておるわけでございませうが、ただ、先ほど来申しますように、組合の赤字の問題であるとか将来の漁業権の行使の問題であるとか、いろいろ地区内の事態が円満に推移する、こういうことをいねがう立場から県当局も今日まで努力してきたように私は理解はしておりますけれども、さらに時期が非常に切迫してきております。後ほどそういう問題も出ようかと思ひますけれども、切迫していることは私、十分理解しておりますので、そういう面でもやはり対話なり話し合いをする、積極的に進めようというところしか方法はないだろうというところで、そういう線に沿つて私ども事態を十分踏まえながら努力してまいりたい、このように思ひます。

○諫山委員 くだいようですが、私は不認可にしてくれと要求しているわけではありません。私個人としては、経済的な基礎という点から見て、不認可にすべきではないかと思ひますが、まだ十分事情を調べておられない水産庁に対して不認可にしてくれというふうな要求をしているのはありません。いずれにしても何らかの結論を出すためにはもう少し時間をおいて話し合いを進めて、どういふ結論が出ようとも、あとでややこしい問題が起らないような指導をしてもらいたいというところで、そういう指導をしていただければどうか、最後にお聞きしたいと思ひます。これは次官にお聞きします。

○中尾政府委員 そのような趣旨に沿ひまして、省へ帰りましたならば、私のほうから水産庁のほうに先生の趣旨を十分お伝えいたしまして、具体的に話し合いをしていくように努力をするつもりでございます。

○諫山委員 いまの問題について水産庁からもお聞きしたいと思ひます。

○安福政府委員 ただいま政務次官のほうからむしろこの壇上で水産庁に指示があつた、このように私は理解いたします。

○諫山委員 終わります。

○山崎(平)委員 長代理 次に、瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 日ソ漁業交渉等に基づく問題並びにスケソウダラの問題等について、水産庁当局に質問をいたします。

今年のサケ・マス、ニシンの漁獲量をきめるところの第十七回、日ソ漁業交渉が東京で開かれ、またカニ、ツブの漁獲量をきめる政府間交渉がモスクワでそれぞれ三月一日から開かれたわけでございます。御承知のように、日ソ漁業交渉は昭和三十一年第一回交渉以来、ソ連側が漁獲量の規制と休漁区の拡大によりわが国を北洋漁場から締め出すというふうなことで、資源の悪化を強調して今日きびしい規制等を迫つてきております。本年は日本も一昨年の水準並みでということ交渉に入つたわけでありまして、国民の重要な動物たん白源である魚資源の三〇%を北洋漁場に依存しているわけでございます。今後両国によるところの魚資源の共同調査を積極的に進めていくべきである、こういうふうなわれわれはかねがねから主張しておるわけでありまして、こういった共同調査の資料等を求めて、しかもこれらによつて交渉していけば今後スムーズにいくのじやないかというところで、来年もまた同じようなことが行なわれてくるし、魚資源の枯渇とともにたいへん問題になつてきておられますので、スケソウダラの問題に入る前に、これらのことを踏まえて、漁業交渉の結果、今後どういふふうな姿勢で水産庁は臨んでいかれる考であるか、その辺をまずお聞きして

おきたい。いずれこの件については、漁業白書等でいろいろ質問する予定をしておりますが、その前提としても、若干の頭問をしておきたい、こういう意味でお聞きするわけでございます。

○安福政府委員 ただいまの御質問の趣旨は、国際的な関係で漁業の交渉をする場合に、共通の資源研究調査とかそういう面に立つべきじやないか、こういう御指摘でございますが、私もそういうふうな考えておるわけでございます。

ただ、日ソの関係あるいは日米の関係では、お互いの漁業の実態が異なつておる。したがつて、それぞれの立場から出します調査の結果が、それぞれの漁業の実態に基づいたような調査になつておる。そういう関係で、科学の立場から、いわゆる研究者の立場で資源論争を事前に十分やるわけでございますけれども、不幸にして資源の見方なりその結論なりが一致を見ないということは間々あることでございます。その結果、そのあとにきまします漁業の規制あるいは分配の問題についていろいろ意見の一致を見ない、こういう現実があると思ひます。そういう面で、世界的にもそういう角度から資源の調査研究というものも共同にやるとか、そういう方向に今後とも努力しながら円満な国際漁業協定ができる、そういった方向をわれわれは希望するわけでございます。そういうふうな線に沿つた努力を今後ともしてまいりたい、このように思ひます。

○瀬野委員 そこで、サケ・マス等の問題は例年ソ連側の要請がきびしくなつてきておりますが、日ソ共同で人工ふ化事業を行なつて、魚資源の再生産という観点からも積極的にこれを進めていくべきではないか、こういうふうにはかねがねから提唱しておるわけですが、こういったことについては今回の交渉等ではどういふふうな成果が得られたのか、またそういったことを相当論議されたものか、その辺も少し承つておきたいのであります。

○安福政府委員 鮭鱒のふ化放流につきましては、国内的にも水産庁といたしましては相当力を

入れている問題でございます。そういった線を入れた上で、あるいはそのほかのいろいろな会談あるいは会合の機会に、日ソ共同でそういうふ化事業を進めようじやないか、こういう提案をしばしばしているわけでございます。しかし、遺憾ながらまだそういう具体的な話し合いに入る時点になつてない、こういう実情でございます。私も資源という問題、ことに水産資源というものは使い捨ての資源ではなくて、うまく合理的に循環していけば、うまくつていけば永遠に続く資源でございますので、そういった面で、そういう資源の増殖なり養殖なり、そういった観点の努力を、単に局部的な問題ではなくて今後とも進めてまいりたい、このように思つております。

(山崎(平)委員 長代理退席、委員着席)

○瀬野委員 政務次官、いろいろお聞きしたいと思ひますけれども、この日ソ漁業交渉の問題は例年きびしくなつてくるばかりであります。ソ連においてもやはりたん白質源をだんだん強く求めておるし、日本もまたそうであります。そういったことで、今後日本としてもますますこういった漁獲量に対してはきびしいものを受けてくるようになりますが、もつと両国間の関係の交渉を進めるなり、強力な資源調査をするなりあるいは共同ふ化をするなり、積極的にやつていかなければ、一方的な大陸だの等の論議によつてますます日本は窮地に追い込まれていくのではないかと、こういうふうにおもひます。その点、きょうは大臣もおられませんが、政務次官としてはどういった問題についてはどういふふうな受けとめておられるか、政務次官のお考えを聞いておきたいのであります。

○中尾政府委員 瀬野先生もすでにおわかりかと思ひますが、今回の日ソ漁業交渉は三月一日から進行中でございます。目下その討議の段階を進めているわけでございます。年々歳々きびしくなつておるではないかという御指摘は、率直に見まして私もきびしいと言わざるを得ないと思つております。しかし、対国際会議においてのこ

う問題点の取り上げ方というのは、これはもう誠意と努力以外に何もものないという感じがするわけでございます。日米関係あるいは日中関係、日ソ関係におきましてもたぶん漏れない問題点である。それは単に政府間交渉だけでなく、議員同士もお互いに協力し合つてこういう問題点を解決していかなければならぬ面もございますし、民間においてもしかりかと思つております。

大陸などいろいろの問題がございまして、必ずしも政治的な課題の中においてこのような漁業関係にまで波及しないという断言はできないのでございまして、そういう諸問題は話し合いの中で積極的に解決していく努力はしていかなければならぬという感じがするのでございます。先般も大臣と二人して話したのでございますが、そういう点につきましては、鋭意努力を払つて、農林関係議員諸先生方にもお願いを申し上げて、この打開策を一步一步積み上げていくのではないかと、お互いに決意を新たにされた次第でございます。

○瀬野委員 水産庁に聞きますが、この問題は特別通告もしてないのですけれども、常識的な問題でもあるので、お聞きします。

現在の日本の魚の漁獲量と需給の関係、それを簡単にひとつ説明いただけませんか。

○安福政府委員 お答えいたします。

一番最近の年のトータルで四十六年度の数字しか現在出ておりませんが、正確には、九百九十一万トンの漁獲量をあげております。それから輸入が、これは正確に私わかりませんが、五十五万トンがらみの輸入があるのではなからうか、そのくらいの数字だろうと思ひますけれども、ただ、わが国の国民の所得が急激に上昇してまいつておりますので、そういった面で食生活のパターンが非常に変わつてきているという実情がございまして、ことにたん白質に対する需要が急速に伸びておるといふことでございまして、そういった面、さらに先ほど申しました生活水準が上がつてい

と関連いたしました。中高級魚、いわゆるすしの種ものといえは、一番わかりがよいと思ひますが、高級、中級、そういった方面に対する需要が非常に堅調でございます。

生産の実態からいいますと、確かに最近のが国の水産の生産量は非常に飛躍的に伸びていて、四十五年度は九百三十万トンくらいでございますから、それから考えますと非常に伸びを一年間に示しておるということでございます。四十七年度ではおそろしく一千万台にのぼるのではなからうかということでございます。しかし、内容的には、先ほど申し上げましたように、中高級魚の生産が必ずしもそういった需要の要請に対してマッチしていないという実情でございます。したがって、漁獲量全体としての努力はもちろんでございますけれども、中高級魚に対する生産の増大、供給の増大ということをやはり水産行政としては考える必要があるだろう。

それはやはり沿岸の漁業の振興といったことが一点でございます。それと同時に、やはり海外でそういったものを対象にいたしました漁業があるわけでございまして、それに、わが国の漁船が膨大な数海外漁場に進出してゐるわけでございまして、そういった面での漁場の確保と内外相まちまして、そういった国民の生活の要請にこたえる努力をしていく必要があるだろう、このように考えておるわけでございます。

それからさらに、これは試算でございますけれども、五十二年度を検討いたしました、わが国の国民生活はさらに上昇しまして、消費は二、三割伸びるだろう。それを考えますと、現在のテンポでは必ずしも、それがトータルといたしまして、わが国の国内の漁業勢力だけでは需要に対して供給は不足するだろう、こういう予測には立っておりますから、今後ともますますそういった生産増強に対して内外ともに努力する必要があるだろう、このように考えておる次第でございます。

○瀬野委員　そこで、かん詰めですね。かん詰めはどういうものをどのくらい外国に出しているか。それも手元に資料があればちよつとお答えいただきたい。資料がなければ推定でもけっこうです。

○安福政府委員　その数字を詳細に私自身頭に入っておりますけれども、最近の輸出の実情は、四十六年度に初めて輸出と輸入の実態がひっくり返りました。四十六年度の輸出の額は四百六十八億円だったかと思ひます。それから輸入が千五百三十三億、正確であるかどうかはわかりませんが、そういう数字であつたと思ひます。四十六年度、初めて輸出が逆転したわけでございます。その中で、かん詰めがかなりウェイトを占めておる。それは鮭鱒のかん詰めであり、あるいはカニのかん詰めであり、サバのかん詰め、こればかり出ている、数字的には私わかりませんが、それがそのうちのかなり大きな部分を占めておるだろう。そのほかにも真珠というものが特殊な商品としてありますけれども、その他いろいろの雑といたことで先ほどのような数字になつておるということでございます。

○瀬野委員　なぜこういふことを聞いたかと申しますと、これはもう沿岸漁業がますます公害等によつて締め出され、魚の資源も枯渇して行く。先般も農林大臣にだいたひ質問したのですが、瀬戸内海のいわゆる国営方式による養殖魚をやつておるのに比べて、日本海は今何相当な金を使つて、島根県から富山県に至るまで五県がいわゆる試験場を各県につくるといふようなことで、当然国営方式にすべきであるといふことを主張したのであります。こういふことをいろいろ魚資源の枯渇を見ましたときに、日本の需要も、いまおつちやつたように、五十二年度でもうすで二、三%くらい需要が伸びる。しかも需給のバランスがいよいよ供給不足になつてくる。こういうふうな発言がいまありました。そういうふうな魚資源が少くない、足らないのに、日本からかん詰めを、

いま言ったように、カニ、サバ、冷凍マグロ、こういったものを外国へ送る。いわゆる日本自体で資源が足りないのに、かん詰めにして外国へ送る。こういふことがどうもふに落ちない、こういうことを国民階層からもいろいろ聞いた。さうしておるわけですね。輸入輸出の関係もあり、嗜好の問題もいろいろあることもわかるので、すけれども、資源がだんだん枯渇して行くわけですから、こういった方面に対して、素朴な質問のようでありますが、どういふように考えておられるのか。片っぽうでは足らぬ足らぬといつて魚をとり、片っぽうではかん詰めにしてどんどん外国へ出している。こういふことを繰り返して行くけれども、すでに漁獲量も四十七年度は一千万台の大きさを越すといふような状況になつてくる。このときにあたつて、ソ連は北方漁業——これもほとんど日本約三〇%は北方漁業にたよつてゐるわけですから、そういった面から見ても、ソ連からだんだんきびしい規制を迫られてくるということが年々考えられていく、また年々日本においては需要がふえてくる、こういふことを考えたときに、そこをどういふふうにかん詰めを考へられるのか、かん詰め等の問題について率直にひとつ承つておきたいのです。

○安福政府委員　ただいま御指摘の中でもございましたように、マグロに関しては食生活の關係がございまして、むしろわが国の国内では消費のあまり進まないという種類のマグロが、アメリカを中心非常にウエイトがありまして、アメリカを中心に出ているといふに御理解願つたらいいと思ひます。

ただ、われわれといたしまして、従来わが国の国民生活になじまない種類があるわけでございまして、すけれども、そういったものについても国内で消費する、そういう消費宣伝に対する努力は進めていけるわけでございます。

それからサバのかん詰めでございますけれども、これはいわゆる大衆魚といふますか、非常に多獲性の魚でありまして、一挙に水揚げが多いわけ

でございます。いろいろそういった面で、消費サイドの問題から、物価の問題から、いろいろおしかりをちよつた場合が多いのでございまして、すけれども、一挙に揚がりますので、その際にはむしろサバはネコも食わない、こういう事態が水揚げ時においては現出するわけであります。そういう場合にはかん詰め加工する。そういう加工原料がそういった場合に確保される。それがむしろ魚価の維持にもプラスになつてゐる。そういう形でサバのかん詰めが製造されている。したがって、そういう面での国内の需要に余るようなものが海外に出てゐる、こういうふうな私どもも考えておるわけでございまして、国民のたん白資源の確保という観点からいいますと、そういった多獲性魚を国内流通に乗せるということは、今後流通改善その他を通じて十分国内の消費ができる、そういう体制はわれわれ自身努力してまいりたい。その必要があるだろうといふことは御指摘のとおりだ、かように考えております。

○瀬野委員　政務次官、いまお聞きになつたと思ひますが、素朴な質問のようですけれども、やはり将来のことを考えたときに、こういふことは十分検討しなければならぬことでありまして、こういふことは実は国民の中でいろいろ議論が起きつづつあります。それで漁業白書をいすれ審議する前に、前提条件として私はちよつと何ほか聞いておくわけでありますけれども、いま多獲性魚の問題でサバの問題がございまして、御存じのように、マグロなんか最近一船買いの問題が起きておりました、マグロなんか冷凍倉庫が零下十五度か二十度でありまして、やはり長く置けば変色したり味が変わつたりするのですが、最近大型でしかも低温の四十五度ぐらいの冷凍倉庫が、いま各漁港にもあちこちにあるわけですね。これで冷凍しておきますと、マグロ等は二年ぐらひは味も変わらないし品質も低下しない、そのまま保存できるということになつております。そういうことを思ひますときに、やはりサバとか、こういったものは一時たくさんとれた、産地では、水揚げ

の地元ではネコも食べない、こういうお話であります。が、実際にこしもイワシが相当とれたりして、むだな処分をしているのを承知しておりますけれども、こういって産地には大型冷蔵庫をたくさんつくって、そこにたくさんとれたときには貯蔵をして、品質を劣化しないようにして、そして今後必要に応じて出していくことも真剣に取り組んでいかねければならない、私はかように思うわけでございます。そういった意味で、今後この魚資源について、沿岸漁業が締め出され、ソ連も相当きびしくやってくるし、日本自体の今後の資源確保という面から、こういって十分力を尽くしておられると思うのですが、こういってことで、最近国民の中にもどうしてむだなことをするのだらうかという声は、はうはいとして起こっておりますので、ひとつ政府の今後の姿勢を正し、またそういったことも十分検討してやっていただくためにもあえて申し上げたわけです。その辺の点について政務次官はどういうようにお考えであるか、ひとつ卒直に意見をお聞きたいと思っております。

○中尾政府委員 ただいまも局長が統計を申し上げましたように、日本の輸出入のバランスなどもある局面から変わりました、むしろ輸出のほうが多くなつていく、これは喜ばしい傾向だと思っております。それもある意味においては大量にとれたときに、大量に倉庫の中に冷凍物として置いておいた、しかもなおかつそれが日本の国内で消費でき得ないもの、それをなおかつかん詰めに輸出してあるという説明があつたわけでございしますが、このような方向からいたしまして、設備の整つておらないところには極力政府で鋭意努力をして、その設備等のいわゆる供給をすみやかにするような形で援助を申し上げながら多角的に、沿岸漁業の枯渇的な退潮ムードであるものをあくまでも引き締めて、先生の御指摘のような御意見を反映してやっていきたい所存でございます。

○瀬野委員 ひとつぜひそういうように引き締めて検討をお願いしたいと思つております。日ソ漁業交渉のサケ・マス、カニに次いで、先般から通告いたしておりましたスケトウダラの漁獲の問題が、実はソ連側からいろいろなクレームがついて問題になっております。ソ連側が資源調査を申し入れてきて、すでに米国のにおいても、このスケトウダラなんか米国ではあまり食べないのですけれども、昨年秋以来こういって呼びかけがありまして、日本があまりにもベーリング海等であり過ぎるということできびしい規制を迫つてきております。わが国としては、総漁獲量の約三分の一を占めているということで、主要な品目でもありますし、むやみに乱獲はやりしては困るというふうなことはおっしゃつておられるのであります。この経緯とスケトウダラに対する対策等についてどういふふうにお考えであるか、その点ひとつ説明をいただきたいと思つております。

○中尾政府委員 先ほど話題になつたのでございますが、日ソ漁業交渉が三月一日から始められて、目下進行中なのでございます。現在までのところは、スケトウダラの資源評価並びに規制の問題は論議をされておらないようでございます。スケトウダラの漁獲量は近年、年々増大をいつつございまして、昭和四十六年に約二百七十万トンに達しております。わが国の漁業の中でもきわめて重大な存在になつておることは先生の御指摘のとおりかと思つております。したがって、スケトウダラ資源の動向につきましましては十分に關心を持っております。ございまして、スケトウダラについては、その生態及び資源評価につきましまして調査研究に目下鋭意努力を払つておるところでございます。これらの調査研究の結果を十分参考にいたしまして、資源を持続的、効果的に利用してまいらるよう今後とも注意深い配慮をいたしてまいらる所存でございますことを先生に御報告申し上げます。

○瀬野委員 水産庁長官は四十八年二月二十八日に、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部改正についてという四八水産第七三五号の通牒を出されて、この中の(4)としまして「東部ベーリング海における遠洋底びき網漁業および底びき網を使用する母船式底びき網等漁業によるスケトウダラの漁獲量を昭和四十六年の水準に規制するため、これら漁業によるスケトウダラの採捕を同水準に達する日以降禁止するものである」という通達を出しておられます。御承知のように、このベーリング海の例を見ましても、昭和四十年が二十三万トン、その前の三十八年は十一万四千トン、年々三十万トンくらいずつベーリング海だけでもふえてきてまして、四十六年が百五十万トン、四十七年が百六十万トンというところでございまして、これに北海道沖、カムチャツカ等を合わせた、年間二百五十万トン以上の漁獲量と推定されるわけでございます。

そこで、年々三十万トンずつふえてきているのでありますけれども、ソ連も相当これに神経をとがらしているのではないかと申すけれども、いろいろこういってソ連からの資源調査の申し入れとか、いろいろなことが日ソ漁業交渉の中でも、主要議題にならなくても、話に出ていくというところであります。そういったことからいふふうな通牒を出して「四十六年の水準に規制するため」と云々、こういうことになりまして、東部ベーリング海においては四十六年が百五十万トンでございまして、四十七年は百六十万トンとつていますので、おそらく四十八年度はもっとよけいという計画になつてくると思うのですが、結局、百五十万トンとつたらあととはるなという通牒でございまして、日本みずからが、ソ連、アメリカからとり過ぎるというクレーム、批判に對して、それを認めたことになる、こういうふうにも私は思うのです。むしろ自主的に規制をして各国からの批判を受けないようにしよう、こういうふうな意味でこういふ通達を出しておられるのではないかと思つておられます。また逆に言えば、認

めたいということにもなりかねない。その辺の事情はどうなんでしょうか。当局の御見解を承りたいのです。

○安福政府委員 確かに現象的にはそういうふうな受け取られるということは避けがたいかと思つておりますけれども、私も漁業を未来永劫わが国の国民食料のたん白源として維持していくという立場からいいますと、やはり資源の最大活用といふことが、どういふとり方をすれば一番持続的に、エンドレスに漁業でもってそれが確保できるか、資源の最善活用はどうなんだろうか、こういう立場があるわけでございます。そういった観点に立つて、あらゆる漁場におきまして漁業資源を検討、調査しているわけでございます。

ただいま御指摘の点は、ベーリング海におきましてスケトウダラの問題でございまして、日ソの関係におきましては、スケトウダラについては議題にのぼつておりませんけれども、日米の関係におきまして、若干それについてアメリカから注意の喚起があつたことは事実でございます。ただ、われわれの自覚状況といたしましては、すべてがそうではございせんけれども、ベーリング海の一部海域におきまして、魚体がやや小さくなつてきているのが散見できるわけでございます。これはある意味においては、われわれに對する資源についての注意警報だと受け取るのが正しいのではないかと。将来とも資源を最大限に利用する、最大持続生産量といつておりますけれども、そういったものをエンドレスに確保していくという観点から漁業は取り組んでいく、そういうたてまえで今回の措置をした、こういうことでございまして。

○瀬野委員 そうしますと、ソ連からは別にそういった巷間伝えられておるような資源調査をせよとか制限をするような、また場合によつては日ソの漁業交渉の中に、サケ・マス、カニと同じように将来これを取り扱うというふうな話はしたのですか。

○安福政府委員 日ソ交渉の正式な場ではそれは議題になつておりません。ただ、巷間伝えられる

ところは、ソビエトの代表団が羽田に着いたとき、新聞記者会見でスケトウダラという表現があった、それがそういう形で伝えられている、そのように私も了解しております。

○瀬野委員　そこで、いまも話が出ましたスケトウダラの小型化、弱齡化ということがいろいろいわれておりまして、場所、地域によっても違うのですね、魚の形が小さくなってきた、普通ですけれども、体長が四十センチで成魚になるのでありますけれども、最近では約三十センチくらいで一人前の生殖機能を備えた魚がずいぶん多くなってきた、これはその資源が減っていることを示す、こういっているわけですけれども、日本もまだ積極的な調査をしている段階じゃないと思いますけれども、こういっていることがもし米ソ等から持ち出された場合にすぐ回答できるような準備をかねがねやっておかないと、すぐには間に合わないと思うのです。そういったことで攻められた場合に、科学的根拠がないわけでございまして、根拠がある回答をしなければなかなか話がスムーズに済まらぬと私は思うのですけれども、そういうものに対してはどういうふうな水産庁では現在考えておられますか。

○安福政府委員 御質問は、スケトウダラについての調査が水産庁でどういう体制にあるかという御質問だろうと思いますが、水産庁といいたしまして、四十一年から独自の計画に基づきまして漁獲物に対するチェック、その年齢なり体長なりあるいは回避経路、そういつた分布でございまして、そういつた面でのチェックはいたしております。それは今日まで続いておりますのでございす。

同時に、調査船を出しまして標識放流、そういうこともやまして、資源がどういうふうな回避をしているかということを一十一年来実施しているわけでございます。

さらに、ベーリング海なりそういった地域におきます、主として温度になると思いますが、海洋の環境調査、そういったものをずっと引き続き

やっているわけにあります。

それからさらに、昭和四十六年から三カ年計画で特別研究の計画がございまして、スケトウダラの系統群に対する組織的な研究を三年継続してやっております。

そういつた面を踏まえて、スケトウダラの生態・生態というものを十分に把握したいと努力しておるわけでございます。現時点におきまして系統群がこうである、資源的に体長が幾らになればこうだという最終時点の結論は得られておりませんけれども、われわれとしては十全を期して、先づベールリング海でございますけれども、そういう一つのストップをかけて、資源の推移を十分慎重に見詰めてまいりたい、こういうような姿勢でおるわけでございます。

○瀬野委員　水産庁の答弁を聞いているとえらい心配ないように思うのですが、それであればけっこうですけれども、何も私の追及するこの質問をかわせばいいというのではなくて、事実魚の資源が枯渇してきておりますし、アメリカでも食べていないスケトウダラの問題を取り上げるというとは、スケトウダラを今度日本がとる、これは將來いわゆるアメリカのとつて困る魚にだんだん及んでくるということ、おそらくアメリカだつて予防的にそういうことを言つてきていると思ふのでありますし、またソ連にしても同じことが言えると思ひます。いずれにしても、例年の日ソ漁業交渉を見てもきびしい状況にあるわけでありまして、需要はますます盛んになってくる、海洋はだんだん汚染されてくる、沿岸のとる漁業から養う漁業へといつても、試験場だけつくて、日本海のいわゆる県営方式による養魚ということにいつてもいまだしという感がありまして、どうも政府の打つ手が国民の要求にこたえない。さつきから言いますように、片つぽうでは足らぬといつて一生懸命とりながら、片つぽうではかん詰めを外国へどんどん出していく。まあ、ああ言えばこらうという理屈はあるかもしれませんが、

とにかく矛盾があるわけでごいまして、そういう面をしつかり、まあ検討はしておられるだろうけれども、さらにひとつ必要な調査等を科学的にやっても、いかなる体制にも受けこたえできるように、また世界の場においても、誠意と努力ということをいま次官はおっしゃったが、そういう面で納得できるような科学的根拠に基づいたデータによって交渉していかねばならぬ、こういうふうにも思っておりますので、どうかひとつそういう面について十分配慮していただきたい、また検討を進めていただきたい、かように思うわけです。

時間も来ましたから、また本会議も始まるわけ
でございまして、残余の質問があるのですけれど
も、中途になりますから以上で質問を終わること
としまして、いずれ沿岸漁業白書の問題で質問す
る機会を得たいと思っておりますので、その節質
問することにして、最後に、いま言いました
ことについて政務次官から感想なり見解なりを承
りまして、本日の質問を終わりたいと思います。

○中尾政府委員 先生の御指摘は、私も先ほど申し上げましたように、全く同感でございます。一國が他國と漁業問題であれ何の問題であれ交渉する場合には、やはり國益というものを中心に考へていくのがこれは至当だと思います。そういう意味におきまして、世界に魚がおるにもかかわらず、それぞれの國がそれぞれのなわ張りを主張することによつて日本が非常に窮地に追い込まれるということとは、これまた話し合いによつて解決でき得るものならば、存分に腹を割つて話し合う態度が必要だというのが、私の個人的な見解で今日までおりました。日米關係におきましても、米國に對しまして言うべきことは十分に意を尽くして言う、またソ連に對しても同様である、また中國に對しても、いたずらにただおべんちやらばかり言うのではなくて、言うべき口はきくということがあつて初めて日本の國益が維持できるのでありますから、そういう点は十分私どもは踏まえてやつていきたいと思つておるわけでございます。

国内の伊綿 需要の關係 これにすぎません。も、先ほど来申し述べておきますように、一划も早く改めるべき点は改めていく、そして世界の各国と話し合いながら、日本の国益というものを存分に踏まえて話し合いに応じていただく、この覚悟で臨んでいくつもりでございます。

○瀬野委員 以上で終わります。

○佐々木委員長 この際、本会議散会後再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時三十八分休憩
午後四時四分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業協同組合法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。櫻内農林大臣。

農業協同組合法の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第十一項中「同項」の下に「及び第五項を加え、同條第十項を削り、同條第九項中「同項の規定を」同項及び第五項の規定」に、「同項第一号の」を「第一項第一号の」に改め、「附帶する事業」の下に「並びに第六項の事業」を加え、同條第八項中「第六項ただし書」を「第八項ただし書」に、「同項第八号又は第五項」を「同項第八号」に、「又は第三項」を「第三項又は第五項」に、「又は当該信託の引受けを行なう」を「当に、該信託の引受けを行ない、又は当該借入れをすすめる」に改め、「属する者であつた者」の下に「（同項第二号の事業にあつては、当該借入れに係る土地でその借入れの際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者の所有に係るものの所有権を取得した者を含む。）」を加え、同條第七項を次のように改める。

組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げ

ない限度において、定款の定めるところにより、次の各号に掲げる資金の貸付けをすることができ

一 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか若しくはその基本財産の額の過半を提出している営利を目的とし法人に對する資金の貸付けで政令で定めるもの

二 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で政令で定めるものの貸付け（前号に掲げるものを除く）

三 銀行その他の金融機関に對する資金の貸付け
第十條第六項ただし書中「ただし」の下に「農業協同組合にあつては第六項第五号、農業協同組合連合会にあつては同項第三号及び第五号の規定による施設に係る場合を除き」を加え、同條第五項を次のように改める。

組合員に出資をさせる組合は、第一項に規定する事業のほか、次の事業の全部又は一部をあわせ行なうことができる。

一 組合員の委託を受けて行なうその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業

二 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業

三 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（当該土地の区画形質を変更し、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
第十條第五項の次に次の二項を加える。

第一項第二号の事業を行なう組合は、組合員のために、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

一 手形の割引

二 国、地方公共団体若しくは定款で定める金融機関に對して組合員の負担する債務の保証又は当該金融機関の委任を受けてその債権の取立て

三 内國為替取引

四 有価証券の払込金の受入れ又はその元利金若しくは配当金の支払の取扱ひ

五 農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関又はこれに準ずる者の業務の代理組合は、前項第四号の事業を行なう場合には、商法第七百七十五條第二項第十号及び第四項、第百七十八條並びに第百八十九條（これらの規定を同法第二百八十八條ノ十四において準用する場合を含む。）並びに商業登記法第八十條第十号及び第八十二條第四号の規定の適用については、銀行とみなす。

第十條の二第二項中「事業の」の下に「種類その他事業の」を加える。

第十條の十一の次に次の二條を加える。

第十條の十二 組合が、第十條第五項の事業（以下「宅地等供給事業」という。）を行なうときは、宅地等供給事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の宅地等供給事業実施規程には、事業の実施方法及び宅地等供給事業に係る契約に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

宅地等供給事業実施規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第十條の十三 組合が、第十條第六項第三号の事業を行なうときは、内國為替取引規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の内國為替取引規程には、事業の実施方

法及び内國為替取引契約に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

内國為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第十二條第一項第五号中「その他当該農業協同組合」の下に「又は当該農業協同組合」を加える。

第三十一條の二第二項及び第三十八條第一項中「信託規程」の下に「宅地等供給事業実施規程、内國為替取引規程」を加える。

第四十條第二項中「若しくは信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは内國為替取引規程」に改める。

第四十四條第一項第二号中「及び信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程及び内國為替取引規程」に改め、同項第六号中「農業協同組合連合会が一會員」を「一組合員」に改め、同條に次の一項を加える。

共済規程の変更で次の各号に該當するものについては、第一項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、定款で、総会の決議を経ることを要しないものとすることができる。

一 当該共済規程の変更により第十條第一項第八号の事業の種類が変更されることとならないこと。

二 当該共済規程の変更に係る第十條第一項第八号の事業が、その変更の前後を通じて、当該事業の実施により組合が負う共済責任の全部を他の組合の共済に付することを条件として実施されるものであること。

第六十四條第五項中「二人未満になつた」を「欠けた」に改め、同條に次の二項を加える。

第十二條第二項第一号の規定による會員が一人になつた農業協同組合連合会にあつては、第一項及び前二項の事由によるほか、次の事由によつて解散する。

一 第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継があつたこと。

二 第六十八條の二第二項において準用する第

六十五條第二項の認可の申請につき不認可の処分があつたこと。

三 第六十八條の二第三項の期間内に前号に規定する認可の申請がなかつたこと。

農業協同組合連合会は、前項第三号に掲げる事由によつて解散した場合に、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十八條の二 第十二條第二項第一号の規定による會員が一人になつた農業協同組合連合会の同号の規定による會員たる組合は、当該農業協同組合連合会の権利義務（当該農業協同組合連合会がその行なう事業に關し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継することができる。ただし、次の各号の一に該當する場合は、この限りでない。

一 当該農業協同組合連合会が出資組合である場合において、その會員に第十二條第二項第二号又は第三号の規定による會員があるとき。

二 当該組合の当該農業協同組合連合会に對して有する持分が第三者の権利の目的となつていないとき。

前項の規定による権利義務の承継に關しては、第四十六條、第四十八條の二、第六十五條及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十五條第一項中「第四十八條の二第一項」とあるのは「第六十八條の二第二項において準用する第四十八條の二第一項」と、同條第三項中「第六十一條」とあるのは「第六十一條第一項から第四項まで」と読み替へるものとする。

前項において準用する第六十五條第二項の認可の申請は、当該農業協同組合連合会の第十二條第二項第一号の規定による會員が一人になつた日から六月以内にななければならない。

第一項の規定による権利義務の承継があつたときは、被承継人たる農業協同組合連合会は、その時に消滅する。

第六十九條第一項中「破産」の下に「並びに第六十四條第七項第一号に掲げる事由」を加える。
第七十八條中「破産」の下に「並びに第六十四條第七項第一号に掲げる事由による解散」を加える。

第七十九條中「又は農事組合法人が合併する場合において、」を「若しくは農事組合法人が合併する場合において、」に、「終つたとき」を「終つたとき又は第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継（以下この条、第八十五條第二項及び第三項並びに第九十條において「承継」という。）につき承継人たる組合及び被承継人たる農業協同組合連合会が承継に必要な行為を終わったとき」に、「合併後」を「合併又は承継後」に、「合併に因つて消滅する」を「合併又は承継によつて消滅する」に改める。

第八十五條第二項中「合併」の下に「若しくは承継」を加え、「第七十三條第四項」を「第六十八條の二第二項及び第七十三條第四項」に改め、同条第三項中「合併」の下に「又は承継」を加える。

第九十二條中「と読み替へる」を「と、同法第六十六條中「合併による」とあるのは「合併又は農業協同組合第六十八條の二第一項の規定による権利義務の承継（以下「承継」という。）による」と、「合併により」とあるのは「合併又は承継により」と、「合併した」とあるのは「合併又は承継をした」と、同法第六十九條第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と、同法第七十條第二項中「合併」とあるのは「合併又は承継」と読み替へる」に改める。

第九十三條、第九十四條第一項及び第二項並びに第九十四條の二第一項中「若しくは信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」に改め、同条第三項中「又は

第九十五條第一項中「若しくは信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは内国為替取引規程」に改め、同条第三項中「又は

信託規程」を「信託規程、宅地等供給事業実施規程又は内国為替取引規程」に、「又は第十條の六第一項」を「第十條の六第一項、第十條の十二第一項又は第十條の十三第一項」に改める。
第九十八條第一項中「及び第七十三條の九第二項」を「第六十八條の二第一項及び第七十三條の九第二項」に改める。

第九十九條第二項中「一萬元」を「二十萬元」に改める。
第一百條第一項中「一萬元」を「三萬元」に改める。

第一百條中「一萬元」を「三萬元」に改め、同条第二号の二の次に次の二号を加える。
二の三 第三十條の十二第一項の規定に違反したとき。
二の四 第十條の十三第一項の規定に違反したとき。

第一百條第九号中「第七十三條第四項」を「第六十八條の二第二項及び第七十三條第四項」に、「減少し、又は」を「減少し、」に改め、「合併をし」の下に「又は出資組合に係る承継をし」を加え、同条第十二号中「第六十四條第五項」の下に「若しくは第八項」を加える。

第一百條の二及び第一百條の三中「一萬元」を「三萬元」に改める。
第一百條の二中「千円」を「一萬元」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
2 この法律の施行の際現に改正前の農業協同組合法第十條第五項の規定による事業を行なつて

いる組合は、改正後の同法第十條の十二の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を限り、改正前の同項に規定する事業の範囲内において引き続きその事業を行なうことができる。

3 この法律の施行前に改正前の農業協同組合法第十條第十項の規定に基づく農業協同組合法施行令（昭和三十一年政令第二百七十一号）第二

条第一項の承認を受けて定められた内国為替取引に関する規程でこの法律の施行の際現に存するものは、改正後の農業協同組合法第十條の十三第一項の承認を受けて定められた内国為替取引規程とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十三條の七に次の一号を加える。
十四 農業協同組合又は農業協同組合連合会が農業協同組合法第六十八條の二第一項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得
6 農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。
第三十五條第四項中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。
7 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第八十一條の二の見出し中「合併」を「合併等」に、「免税」を「免税等」に改め、同条に次の一項を加える。
2 農業協同組合又は農業協同組合連合会が農業協同組合法第六十八條の二第一項の規定により権利を承継した場合における当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の六とする。

最近における社会経済事情の変化に対応して、信用事業を行なう農業協同組合に対し新たに内国為替取引の事業能力を賦与する等その金融機能の拡充を図るほか、農業協同組合及び同連合会の行なう資金の貸付けの事業及び宅地等供給事業の範囲を拡大するとともに、正会員が一人になった農

業協同組合連合会の権利義務をその正会員に承継させるみちをひろく等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○櫻内国務大臣 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。
農業協同組合は、農業生産力の増進と農民の経済的、社会的地位の向上をはかることを目的とする農民の協同組織として、昭和二十二年に発足して以来、わが国経済及び農業の推移、発展とともにその活発な活動を展開してきたところであります。

申すまでもなく、最近のわが国の農業をめぐる情勢はきびしいものがありますが、このような局面の打開をはかり、農業の発展と農民の地位の向上を期する上で、農業協同組合の役割にまづところきわめて大なるものがあり、農業協同組合がその期待に十全にこたえ得る体制を整えることが重要な課題となっております。

このような情勢のもとで、政府としては、昭和三十六年に農業協同組合助成法を制定し、以来、これに基づいて農業協同組合の合併を推進し、その経営基盤の充実、強化につとめる一方、昭和四十五年には、農業協同組合法の一部改正を行ない、集団的生産組織に關連する制度面の改善、組合の事業範囲の拡大、総代会制度の整備等の措置を講じたのでありますが、さらに、その後

の一般金融情勢の変化をはじめ、農協系統金融をめぐる内外の情勢変化に即応し、また農協系統金融のあり方についての農政審議会をはじめとする各方面の御意見の趣旨をもくんで、他の農業金融制度の改善とも相まって、農業協同組合の信用事業に關する制度的改善措置を講ずることが緊要の課題となつており、これとあわせてその他にも、当面、早急に措置を要する点がありますので、今般、農業協同組合法の一部改正を提案することとした次第であります。

以下、この法律案の主要な内容につきまして御

説明申し上げます。

改正の第一点は、組合の金融機能の拡充をはかることとあります。

これは、最近における組合員の経済活動の多様化と組合の事業規模の拡大等に対応しまして、信用事業を行なう農業協同組合に対し、手形の割引、組合員の債務の保証、内国為替取引、有価証券の払い込み金の受入れ等の取り扱い及び金融機関の業務代理等の事業能力を、また信用事業を行なう農業協同組合連合会に対し、有価証券の払い込み金の受入れ等の取り扱いの事業能力を、それぞれ付与しようとするものであります。

改正の第二点は、資金の貸し付け範囲の拡大をはかることとあります。

これは、増大する系統資金を地域開発関係資金として活用することとし、そのため、一つには、地方公共団体を主たる構成員等とする非営利法人に対する資金の貸し付け、二つには、農村地域における産業基盤または生活環境の整備のために必要な資金の貸し付けを、組合が、それぞれ員外利用の制限のワケ外で行なうことができるようにするものであります。

改正の第三点は、組合の行なう宅地等供給事業の事業範囲の拡大をはかることとあります。

農地の転用を計画化し、土地利用の調整をはかるとともに組合員の生活の安定をはかため、組合は、従来から農地等処分事業を行なっているところであり、組合員の多様な要請にこたえるため、この際この事業の事業範囲を拡大して、新たに、組合員から委託を受け、組合員から借り入れ、または組合員から買入れする土地の貸し付けを行なうことができるようにするとともに、この事業の円滑な実施と土地利用の効率化をはかるため、住宅その他の施設の建設もあわせ行なうことができるようにするものであります。

改正の第四点は、共済規程の変更手続の簡素化をはかることとあります。

すなわち、系統の各段階を通じ、全国的に統一的な仕組みのもとに実施している共済事業につき

まして、その事業の仕組みの特殊性を考慮して合理的と認められる範囲内において、共済規程の変更は、定款で、総会付議を要しないものとするところとできるようにするものであります。

最後に、農業協同組合連合会の権利義務の包括承継の道を開くこととあります。

これは、最近における郡市単位の広域合併等の進展に伴い、農業協同組合連合会が、会員数が減少したことにより、法定解散する場合におきまして、その会員たる組合が当該農業協同組合連合会の機能を円滑に承継することができるよう、合併に準ずる手続により、その権利義務を包括承継することができるようになるものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきまますようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

引き続き、本案について補足説明を聴取いたします。内村農林経済局長。

○内村(良)政府委員 農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、組合の金融機能の拡充強化についてであります。

ありますが、これにつきましましては、今回の措置により、組合の金融機能は格段に強化されることとなる一方、これが放漫に運用されることとなれば、単協経営に悪影響を及ぼすおそれもあり得ないものであります。このため、債務の保証につきましましては、その相手方は、国、地方公共団体または定款で定める金融機関に限ることとし、また内国為替取引につきましましては、組合がその事業を行なおうとする場合には、総会の決議を経て、内国為替取引規程を定め、行政庁の承認を受けなければ

ならないこととしておられるのでありますが、指導面においてもたとえ手形の割引については、その業務に関する指導基準を設ける等、これら業務の適正な実施について、万全の指導をしてまいりたいと考えております。

第二に、資金の貸し付け範囲の拡大についてであります。

まず、この措置の対象となる資金の貸し付けにつきましましては、員外利用制限のワケ外でこれを行なうことができることとしておりますが、この無限運用によりかりにも組合金融の本旨にもとることのないように、この貸し付けは、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度においてのみこれを認めることとしております。

同様の趣旨から、この貸し付けをあまりに長期のものとするには問題があると思われまますので、その償還期限につきましましては、政令で、十年以内に限定することを考えております。

また、地方公共団体または地方公共団体を主たる構成員等とする非営利法人に対する貸し付けにつきましましては、対象団体の公的性格にかんがみ、償還期限を右のように限定するほかは、資金の種類等を制限することは特に考えておりませんが、農村地域における産業基盤または生活環境の整備のために必要な資金の貸し付けにつきましては、償還期限を制限するほか、農村地域工業導入促進法、低開発地域工業開発促進法等に基づく計画の達成のために必要な施設資金等に限定することとするなど、資金の種類等についても制限することを考えております。

第三に、宅地等供給事業についてであります。今回の改正は、従来から実施しております農地等処分事業の事業範囲を拡充することを目的とするものであります。この事業は、本来組合員の貴重な資産を取り扱うものであることから、その利益保護について十分な配慮が必要であると考えられる上に、今回の改正による貸し付け方式の導入により長期にわたる契約関係によって組合員が拘束される場合が生ずるため、その利益保護につ

いてはより一そうの配慮が望まれているところでありまます。また、この事業については、農業面における効率的な土地利用を確保するとともに、地方公共団体等の開発計画とも整合性を保ちつつ実施される必要があることも言うまでもないことであります。

このような理由に基づき、この事業の適正な実施を確保するため、この事業を実施しようとする組合は、総会の決議を経て、宅地等供給事業実施規程を定め、行政庁の承認を受けなければならないこととしており、この承認等を通じて、この事業の適正な実施を指導してまいりたいと考えております。

第四に、共済規程の変更手続の簡素化についてであります。この総会付議を要しないこととする共済規程の変更は、共済事業の種類の変更でなく、かつ、その変更の前後を通じてその組合に一切共済責任がない場合に限り、定款でその旨を定めることができることとしております。

これは、系統の各段階を通じ、全国的にも統一的な仕組みのもとに実施されている共済事業につきましましては、個々の組合の総会において共済規程の変更を独自に議決する余地はきわめて乏しい実情にありますので、このような実情を考慮し、新種の事業の実施や、既存の事業の廃止など、単なる事業の仕組みの変更とはいえないもの、及び組合が共済責任を保有する共済事業についての共済規程の変更のように、単なる事業の仕組みの変更の場合であっても組合の収支の動向に影響を及ぼすおそれのあるものは別として、その他の共済規程の変更につきましましては、その変更の手続きを簡素化し、組合運営の合理化をはかるものとしてあります。

ただ、その場合においても、この簡素化の措置は定款で定めることを要するとともに、総会付議を省略して行なった共済規程の変更の内容については、組合は、組合員に十分周知させる措置をとるべき旨を政令に規定し、この簡素化の措置により、組合と組合員との関係が希薄化することのな

いよう配慮したいと考えております。

第五に、農業協同組合連合会の権利義務の包括承継についてであります。

会員が一人となった農業協同組合連合会の存続期間は、その会員たる組合がその権利義務を包括承継するためのいわば準備期間として設けられるものでありますので、会員が一人となった日から六カ月以内にその権利義務の包括承継につき行政庁の認可の申請を行わない場合には、その連合会は当然に解散することとしております。

また、この包括承継は、農業協同組合連合会とその会員たる組合とは組織レベルが異なるので通常の合併の形式をとることができないため、新しく開いた道であり、実質的には合併と異なるものではないといつて差しつかえないものであることから、合併の場合に準じ、承継組合の権利義務の包括承継により不動産の取得をした場合、登録免許税を軽減し、不動産取得税は非課税とすることとしております。

以上であります。

○佐々木委員長 以上で補足説明は終わりました。

質疑は後日に譲ることいたします。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会